

#### 施設設計要領

新築住宅及び付帯施設の設計は、要求水準書に記載する性能等とともに、本要領に基づく規格及び 仕様に基づき行う。

「建築基準法」、「消防法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の法定基準が本要領を上回る場合については、法定基準を適用する。

また、本要領において規定していない規格及び仕様については、公共住宅事業者等連絡協議会の「公共住宅建設工事共通仕様書」及び「公共住宅標準詳細設計図集」を踏まえて設計すること。

なお、事業者において本要領を確保しつつ、維持や保守管理コスト等の上昇を伴わない範囲で、本要 領を上回る提案を行うことを妨げない。

#### 1 評価方法基準について

横浜市営住宅条例第3条の9第2項から第5項まで、第3条の10第3項、第3条の11及び第3条の12の住宅の基準に係る住宅性能評価は、下表に示す必要等級基準とする。

事業者は、必要等級基準について「登録住宅性能評価機関」の性能評価を受ける。性能評価は「設計住宅性能評価」及び「建設住宅性能評価」とする。なお、本仕様で規定しない住宅性能に係る評価の取得は事業者の提案とする。

評価事項	適用箇所	評価方法基準	必要等級基準	
温熱環境	住宅全体	第5の5の5-1	省エネ法誘導基準 (当該基準 によりがたい場合は等級 4)	
		第5の8の8-1イ	等級 2	
音環境	住宅の界床、界壁及び外 壁の開口部	第5の8の8-1口	RC 造・SRC 造は 15cm 以上 (その他の構造は 11cm 以上)	
		第5の8の8-4	等級 2	
劣化の軽減	住宅の構造耐力上主要な 部分及びこれと一体に整 備される部分 第5の3の3-1 等級3		等級 3	
維持管理・更新	住宅の給水、排水及びガ スの設備に係る配管	第5の4の4-1 第5の4の4-2	等級 2	
空気環境	各住戸の居室の内装の仕上げに第5の6の6-1イに規定する「特定建材」を使用する場合	第5の6の6-1	等級 3	
	住戸内の各部	第5の9の9-1		
高齢者等への配慮	通行の用に供する共用部 分	第5の9の9-2	等級 3	

#### 2 全体計画

### 2-1 配置計画

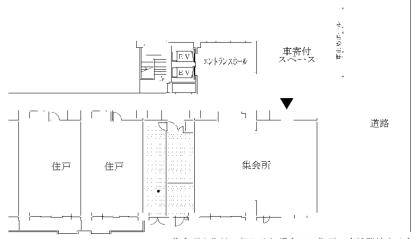
	=
エントランス・エレベーター	居住者の動線計画を基に、引越し、福祉サービス車両及び宅配等の寄り付きを考慮する。
ホール	集合郵便受けは、できるかぎり周囲から見通しが確保された位置に設置する。
	集合郵便受け及び設備系の盤は通行に支障のないよう計画する。
共用階段	管理上、防犯上及び必要な設備(非常用照明等)の簡略化を図るため、原則として 屋外階段とする。計画上やむを得ず屋内階段とする場合は住戸の専用的空間となる スペースが生じないよう計画する。 階段下にスペースがある場合は、直結増圧給水装置の設置場所又は倉庫等に有効利
	用する。
	直結増圧給水装置 換気ガラリ (特例適用の場合、FDに注意)
	1 階 図-1
共用廊下	住戸の専用的空間となるスペースは設けないよう計画する。
	家具、枢等の出し入れを想定した形状とする。
倉庫 (市営住宅自治 組織用)	倉庫の大きさは、次の算出式による数値の範囲内を合計の数値とし、配置については外構計画や建築計画によることとする。 【算出式】 A=0.05 m²× (全住戸数)、かつ 5.0 m²以上
	配置は原則として接地階とし、外部動線上収納物が出し入れしやすい位置とする。
	住棟(階段下倉庫を含み天井高 1.4m を超える部分を有効とする)又は集会所棟に組み込む場合は外部扉を設ける。 換気のため、扉にはガラリを設ける。
	市営住宅自治組織用倉庫の入口前には、倉庫と同程度以上の大きさのオープンスペースを設け、荷捌きに配慮した計画とする。
	市営住宅自治組織用の倉庫である旨の表示を入り口前にする。
倉庫 (建物管理用) 【市営住宅課 使用】	倉庫の大きさは、次の算出式による数値の範囲内のものを、原則として住宅全体で 1 箇所にまとめて設ける。 【算出式】 A=b × (1.8~2.5) ㎡ (A:倉庫面積、b:建築工区数)
	配置は原則として接地階とし、外部動線上収納物が出し入れしやすい位置とする。 換気のため、扉にはガラリを設ける
	内部には管理用書類を効率的に収納出来るように棚及び通路を計画し、必要以上に 大きくしない。
	建物管理用の倉庫である旨の表示を入り口前にする。
(防災備蓄庫)	よこはま防災向上マンション認定制度の仕様を満たすこと。 市営住宅自治組織用の倉庫と兼用することは可能だが、複数棟がある場合は、棟ご とに設置する必要がある。 換気のため、扉にはガラリを設ける
L	ı

#### 集会所

基本計画や基本設計段階において、全体計画の中で集会所の配置、平面計画、コスト等を総合的に比較検討の上、集会所を住棟組み込み型にするか、独立棟型にするか決定する。

集会所を住棟に組み込む場合は、接地階に設けるものとする。また隣接住戸に配慮するため、原則として共用部分、生活相談室あるいは設備関係室等を介する形態とし、動線的にも住戸と直接接しないよう計画する。

集会室内での催し事等の際に掃出し窓側から直接出入りできるよう配置、動線計画に配慮する。



集会所を作棟へ組み込む場合は、作戸に直接隣接させない よう共用部又は設備関係室を介すよう計画する。

◆ 集会所玄関出入口⇒ 共用部又は設備関係室

図-2

住宅内における集会所の配置は、住宅内居住者の動線及び住宅周辺住民利用の動線 にも配慮する。また、集会所へ至る動線及び集会所内部からの視線等が、住宅周辺 住民及び住宅内各住戸に対し支障にならないよう充分考慮する。

集会所入口周辺に、原則として1~2台以上の車両の寄り付きスペースを設ける。

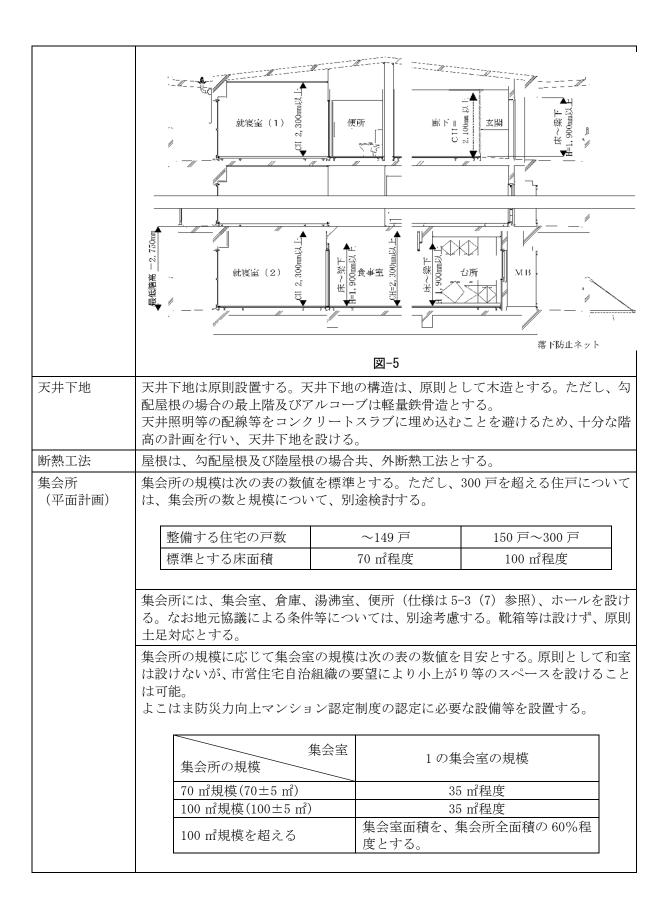
# 2-2 外構計画

B	
住宅内通路 (車道)	幅員は 4.5m 以上とする。ただし、はしご消防自動車が通行する場合は 5m 以上とし、曲がり角及び交差部には、隅切りを設ける。
(-, 2=)	O, MA ) 1100 XZEHRICIGA HIJO ZERA DO
	住宅内通路
	住宅内通路
	住宅内通路
	図-3
	引越し及び福祉サービス車両等がエントランスホールに寄付けられるよう考慮する。
住宅内通路	原則として幅員 1.5m 以上とする。
(歩道)	バルコニー側に通路がある場合など、近接する住戸のプライバシーの確保を考慮す
	る。
	公道から住棟の主要な出入口までの住宅内通路(歩道)動線は、可能な限り住宅内通
<b>%∃.//∠∌!.</b> ਜਜ਼ਹੇ	路(車道)及び駐車場と分離した形態とする。
緑化計画	みどり環境局と緑化協議を行う。
	原則として、屋上緑化は行わない。ただし、敷地に制約がありやむを得ない場合に 限り、コスト比較、管理方法等を十分協議、検討した上で別の方法によることがで
	きる。
植栽	中高木と外灯の設置位置について配慮する。
	植栽計画等にあたっては、車道の曲がり角及び交差部の車の見通しに充分配慮す
	る。
	住戸及び近隣住宅への日影、剪定費用、街灯への影響等を考慮し、シンボル的なも
	のを除き、高木は可能な限り植えないよう配慮する。
2=	食用となる実や害虫が付きにくく、樹液が垂れない木を選定する。
ごみ置場	近隣への影響に配慮した位置とする。
	ごみ置場が歩道や車道の通行上の死角とならないよう位置及び形状を計画する。
	資源循環局各事務所と事前協議を行う。
駐輪場	原則として、住棟内に設けない。(バイク等を駐輪すると車庫となってしまうため)
	ただし、敷地に制約がありやむを得ない場合に限り、管理方法等を十分協議、検討

	した上で設けること。
	白転中置場  住城久口  図-4
	入居者の利便性を考慮し、可能な限り共用玄関に近い位置とする。
	自転車置場は、可能な限り周囲からの見通しが確保された位置及び構造とする。
	青空(屋根なし)の駐車区画を一定数設け、原動機自転車等が駐輪できるようにする。
駐車場	原則として、屋外平面式とする。機械式駐車場は設けない。
	周辺住宅のプライバシーの確保、自動車のライト、騒音及び排出ガスの影響について考慮する。
	可能な限り車路両側の駐車形態とする等により、敷地を有効に活用し、利用や管理しやすい形態とする。
	路上駐車されるスペースをつくらないよう計画する。
	植栽を設ける場合は、駐車区画にかからないように配慮する。
児童遊園	利用者の安全、防犯に配慮するため、敷地の外部からの視認性、かつ充分な開放性が確保できる位置とする。(死角をつくらない。)
	高齢者の利用も考慮する。

# 2-3 意匠計画

平面計画	住戸	 <sup>耳</sup> 規模	1R • 1K	1DK	2DK	2LDK	3DK
	(住戸専用面積)		25∼30 m²	30∼35 m²	45~50 m²	50∼55 m²	55~60 m²
		就寝室	9. 0 m²	9. 0 m²	9. 0 m²	9. 0 m²	9.0 m²
		(1)	以上	以上	以上	以上	以上
		就寝室 (2)			6.5 ㎡ 以上	6.5 ㎡ 以上	6.5 ㎡ 以上
		就寝室			<u> </u>		6. 5 m <sup>2</sup>
		(3)					以上
	食事室	食事室	適宜				
	就寝室		は有効床面積。 )有効幅は、2	とする。 2,100mm 以上	とし2,400mm	を目標とする	5.
				m³以上とする	-		
				室を連絡する 合に限り、1			-
		かえない。	ま体で40分物		プリ付に依言	主としてかな	
		各就寝室の すること。	)様式 (和室・	<ul><li>洋室・和洋質</li></ul>	室)は住戸プ	ランに応じて	適切に選択
		冷蔵庫置場(W=700~800mm 程度)を確保する。1Rは適宜調整。					
	台所	食器棚や電子レンジ等のキッチン家電置場を確保するため、W1,700mm× D450mm 程度を想定する。1 R原則不要。					
	浴室	浴室は、ユニットバス 1216 タイプを標準とする。					
	便所	便所の内法寸法を、800 mm×1,300 mm以上確保するか、便器の前方又は側方の壁との有効寸法を500mm以上確保する。					
		便所の臭気	気を考慮し、	原則として食	事室から直	接出入りしな	い配置とす
	押入れ等	居住室及で 安として、 ※「その他	が炊事室の容和 住戸面積の 1収納のための	置その他の収約 債の合計の( 10%程度を担 の空間」とは、 足入れ、食器	9 %以上とな 門入等の面積。 . キッチン下	なるようにする とする) 収納、洗面所	ること。(目)
				設置するほか よう考慮する		、洗面・脱る	(室、食事室
		奥行きは有効 900mm~1,200mm 程度とする。					
	ハ゛ルコニー	物干し金物、エアコン室外機置場、避難ハッチ、給湯器等の位置関係に注意する。					
		居室への通風に配慮する。					
		プライバシーの確保を考慮する。					
高さ計画	2,300mm とする。	以上とし、 なお、ここ	梁下高さ(床)でいう床レベ	中高さ(床か から梁下仕上 ルとは、居室 コニー側掃き	面まで)は、	原則として1 であり、梁下位	,900mm以上



#### 2-4 構造計画

構造	建物の構造形式については、基本計画及び基本設計段階において次のとおりコスト及び居住性等比較検討を行う。 1) 5 階建以下の場合 原則として、壁式構造とラーメン構造の比較検討を行う。 2) 6 階建以上の場合 壁式ラーメン構造とラーメン構造の比較検討を行う。 また、ラーメン構造については、10 階建以上から行政上の構造規定『高層建築物
	の取り扱い』に基づき、鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造との比較 も含めた総合比較検討を行う。
高さ計画	階高は、最低 2,750mm を確保し、コストや建築計画に見合った数値 (3,000mm 程度 まで) で、建物規模に応じた構造要素と勘案して決定する。
壁厚	ラーメン構造の住棟桁行方向(バルコニー側、廊下側)雑壁厚は、170mm(150+20)を標準とする。
戸境壁	非耐力壁となる戸境壁は乾式壁を標準とする。
構造スリット	構造スリットは、「建築物の構造関係技術基準解説書」等を基に計画する。
集会所	独立棟型の場合の構造形式については建物形状等からの構造計画を基本として、次の各構造形式に対する基礎を含めたコスト及び耐久性等を比較検討の上決定する。 ①鉄筋コンクリートラーメン構造 ②鉄筋コンクリート壁式構造 ③鉄骨造 ④木造

# 2-5 設備計画

エレベーター	設置台数は、原則として公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・機械編)最新版より計算するが、コストや建築計画に見合った台数とする。 エレベーターが住戸と隣接する場合は、騒音及び振動対策を行う。
配管	住棟衛生設備縦配管の 1 階床下分の配管については、原則としてピット方式とする。なお、ピット有効高さは、1,400mm以下を標準とするが地中梁せい等の構造要素と勘案して決定する。
	□ 配管ピット方式
	図-6
MB · EPS	メーター類等を合理的に配置し、必要以上の大きさとしない。
	更新に配慮した配置計画とするため、共用廊下に面する位置が望ましい。
受水槽・ポンプ     室	給水方式(直結直圧式、直結増圧式、受水槽式)について、水道局と協議を行う。原則、直結直圧式、直結増圧式を基本とし、水質維持の観点からやむを得ない場合を除き受水槽式は採用しない。
	直結増圧給水装置は、共用階段下に設置する等によりスペースの有効活用を図る。
	受水槽は、屋外設置を標準とするが、コスト面やメンテナンス面を考慮しながら敷地を有効に活用して計画する。また、住人が容易に立ち入られないようネットフェンス等で区画する。
	ポンプ室は、騒音振動があるため、原則として住戸から離す。やむを得ず隣接する場合は、騒音及び振動対策を行う。
電力会社借室	内線規程による「集合住宅の負荷の想定」により棟ごとに設備容量の算定(電力会社との協議により別途算定値(需要率等)の指導がある場合は指導による)を行う。また、パットマウントの設置を含め、住戸容量は以下の通りとして電力会社と協議を行う。 1) 1 R・1 K・1 D K 住戸 = 4 O A 2) 2 D K・2 L D K・3 D K 住戸 = 5 O A
	【低圧受電が可能な場合】 1) 電灯 50KVA 以下は低圧にて受電する。 2) 電灯 50KVA 以上 98KVA 以下については電力会社との協議により低圧 2 条引込にて受電する。(ただし、動力 49kVA 以下の場合)
	【低圧受電が出来ない場合】 動力の最大電力に応じて電灯容量 200kVA~250KVA 以下については電力会社との協 議により集合住宅用変圧器方式 (パットマウント方式) により高圧にて受電する。 1) 参考 250KVA の場合 W2,300mm×D2,800mm、S=6.44 ㎡
	集合住宅用変圧器方式が配置計画等により不可能な場合及び容量 250KVA 以上については、電力会社との協議により借室の大きさを決定する。
配電盤室	原則として1階に設ける。ただし、階段下は避ける。 配電盤室の大きさは、概ね W:3,600mm×D:1,800mm とする。
光アクセス	住戸数 60 戸以下の場合、光アクセス装置を建物外壁面又は屋内(配電盤室がある場合は配電盤室内)に設置するスペースを確保する。(S=0.51 ㎡程度)

	光アクセス装置 (外壁用) (別1,700mm×D300mm) (平 面 ) (断 面 )
	図-7
	住戸数が 60 戸を超える場合、光アクセス装置は屋外設置タイプとし、電話会社と 協議を行い、設置スペースを確保する。 (W2,100m×D1,400mm、S=3.05 ㎡程度)
通信設備用配管	各戸に光ケーブルを敷設できるように、十分な径の共用通信設備用配管を設ける。
アンテナ	アンテナを保守点検するため、住棟屋上へ安全に、かつ容易に出ることができる階段、タラップ等の管理用昇降手段を設ける。
スイッチ	ワイドハンドル型スイッチを使用する。 24 時間換気に合わせ、必要箇所へ換気スイッチを設置する。 2 連以上のスイッチの場合は、ネーム付スイッチとする。

# 3 専用部

# 3-1 一般事項

転落防止	住戸内の開口部において、階下への転落の危険性がある場合(開口部の下端の高さが床面から 1,100mm 未満)、開口部の下端に横桟を設け、床面から 1,100mm 以上の高さを確保する。ただし、開口部の外側に面格子がある場合、または共用廊下及びバルコニーに面している場合は転落の危険性がないものとして不要とする。
	操機を設置
	図-8
扉	住戸内各室出入口の扉は、原則として引戸(引違い戸を含む)とする。また、出入り口の有効幅員は、原則として750mm以上(浴室は別途)とし、引戸とした場合の引き残しを60mm~100mm程度確保する。
	(取手) (彫込引手)
	30mm程度
	40mm 40mm
	引き残し100mm程度 引き残し60mm程度
	図-9
握り手	住戸内建具の握手は、原則として握り棒式又は指が充分に入る大きめの彫り込み式とし、取り付け高さは、床から 900mm 程度とする。また、住戸玄関扉、共用部内及び設備関係室等の扉の握手は、原則として開き戸の場合には、レバーハンドル式とし、引き戸の場合には、握り棒式とする。
サッシ	サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。
	ステンレス製C型ダブルのカーテンレールを設置する。
壁・天井の仕上 げ及び下地	住戸内の壁及び天井はビニールクロス貼りを標準とし、造作壁及び天井の下地は標準図に則り木下地を標準とする。
幅木	住戸内の幅木は、ビニール製を標準とする。
置床	台所、洗面、便所等の水廻りの置床の高さは、配管径及び勾配を検討し、設備計画者に確認の上決定すること。
タオル掛け	壁面に、床からの高さ 1,100mm 程度の位置に、L=450mm 程度のタオル掛けを設置する。設置場所は原則、洗面・脱衣室、浴室内と便所とする。

	<u>,                                      </u>
	タオル掛け
	<b>≈——</b> —•
	er e
	, 100mm
	; 1(
	VFL .
	図-10
手すり	住戸内(浴室内及び便所内を除く)の各手すりの取付け高さ(横手すりを設置する場合は手すり棒の天端、縦手すりの場合は手すりの下端)は、床から 750mm を標準とする。手すりと壁面の空きは 50mm 程度、また手すりの外径は 34mm 程度とし、端部を壁面または下面に曲げ込む形状とする。手すりの材質は、設計者等と協議の上決定する。
	50mm程度 横手すり \$34mm程度 009 VFL
	手すりの端部は駄側、または下向巻に曲げる。
	⊠−11
点検口	住戸内のパイプスペース壁面の点検口は、共用排水竪管の掃除口を設ける場所に設置(最上階または屋上、最下階及び3階以内おきの中間階または15m以内ごと)するものとし、原則として300mm×300mmの大きさで塩ビ枠のものを中心高さ1,350mmの位置に設け、最上階に排水通気弁がある場合は、原則として、300mm×600mmの大きさで塩ビ枠のものを中心高さ1,500mmの位置に設ける。
給気口	外部に面する給気口 ( $VU100\phi\sim150\phi$ 外部ガラリ、内部レジスター) は、防虫網付きとする。防虫網の選定にあたっては開口率に注意する。
	雨かかり部は、ベントキャップを深型とすること。
スリーブ	共用廊下側に設けるスリーブは、金属製とし、防火ダンパー付きとする。(100 cml未満のものを含む)
	消防特例適用の場合、排水管等が共住区画(住戸と住戸等及び住戸等と共用部分との区画)を貫通する穴相互の離隔距離はスリーブ間で有効 200mm を確保する。
分電盤取付下 地	分電盤取付部分の壁は配線の施工性を考慮し、内側を有効 60mm 以上確保し下地補強を行う。

# 3-2 玄関

亚苯基酚	大胆市に百川げた炊た池果」 八電船はげた炊中如いればて		
平面計画	玄関内に原則げた箱を設置し、分電盤はげた箱内部に設ける。		
	世紀 (開口補強を行う)		
	図-12		
玄関扉	玄関扉の幅は 850mm(有効幅 800mm 以上)とする。		
	玄関扉に額縁は設置しない。		
	玄関錠はシリンダー彫込箱錠を原則とする。その他詳細な仕様は公共住宅建設工事 共通仕様書を参照すること。		
段差	くつずりと共用廊下との段差は 20mm 以下とし、くつずりと玄関土間との段差は 5mm 以下とする。		
	\$\left\{ \sqrt{20mm} \right\}\$		
	共用廊下     玄関土間		
	図-13		
	上がりかまちの高さは 20mm 以下とし、面取りを行う。		
げた箱	げた箱の参考寸法はW750mm×D370mm(高さは天井面まで)とする。		
手すり	I 型手すりを上がり框の直上に下地補強を行い設置する。		
床仕上	玄関床は長尺塩ビシートとする。		
照明器具	玄関内部に交換可能なLED照明器具を設置する。色温度は昼白色とする。		
スイッチ	上がりかまち附近に照明スイッチ(玄関、廊下用)を設置する。		
コンセント	上がりかまち附近にコンセントを設置する。		
インターホン	インターホン子機を設置する。		
	非常通報機能付きとし、親機(食事室)と子機(玄関)のみの連動とする。		
分電盤	分電盤の取付高さは中央で 1,800mm とする。		
点検口	防火ダンパーがある場合、天井点検口を設置する。		

# 3-3 住戸内廊下

廊下手すり	住戸内廊下の手すりを将来設置できるように、下地(取付用横桟)を入れておく。下地設置箇所は、片側とし、動線上主要な側になるべく途切れることなく一連に取り付ける。		
手すり下地	下地は、下図を参考に補強して取り付けを行う。なお、図面には将来対応手すりである旨を記載しておく。  「すり取付用機様」 「では、下図を参考に補強して取り付けを行う。なお、図面には将来対応手すりである旨を記載しておく。		
	16   16   16   17   17   17   17   17		
	支持金物に指がひっかからないような 金具を選定する。		
	(中心) (中心) (内心) (内心) (内心) (内心) (内心) (内心) (内心) (内		
	横楼タイプ		
	⊠-14		
廊下幅員	有効幅員は 780mm 以上とする。ただし、将来の手すり設置を考慮し、以下を参考に有効幅員を確保する。		
	最低有効幅員 780mm		
	想定手すり幅 84mm		
床	床は長尺塩ビシートとする。		
換気ダクト	換気ダクト等が上部を通る場合、天井高に配慮し、納まり上やむを得ない場合を除き、原則 H2100 以上確保する。		
照明器具	交換可能なLED照明器具を設置する。色温度は昼白色とする。		
スイッチ	スイッチ(廊下用)を設置する。		

### 3-4 洗面・脱衣室

平面計画	洗面化粧台はひじなどが当たらないよう両側にスペースを確保し、脱衣が可能で効率的な平面計画とする。    洗面化粧キャントンス製	
	⊠-15	
扉	出入口の有効幅は 750mm 以上とする。	
	扉は原則として引戸とする。	
	引戸とした場合、引き残しを 60mm~100mm 程度確保し、戸当たり(ゴム製)及び戸車を設置する。	
	扉に小窓、及び換気用ガラリ等を設ける。	
	取手及び彫込引手の設置高さは中心で 900mm 程度とする。	
手すり	手すりを設置し、設置高さは手すりの下端で 750mm 程度とする。 (着脱衣用を兼ねる。)	
タオル掛け	壁面に、床からの高さ 1,100mm 程度の位置に、L=400mm 程度のタオル掛けを設置する。	
防水パン	防水パンのサイズは、800mm×640mm (二層式対応) を標準とする。間取りに応じて、640mm×640mm、740mm×640mm 等も選択可能とする。	
	洗濯機の重みでたわまないように、二重床の支持脚配置等で配慮する。	
点検口・点検用	PS及び点検口を確保する。	
開口	防水パン下または洗面化粧台下の床材に床下点検用開口を設ける。	
床仕上	床は長尺塩ビシートとする。	
コンセント	洗濯機及び乾燥機用コンセントを設置する。(アース付)	
	洗面化粧キャビネット用コンセントを設置する。	
照明器具	交換可能なLED照明器具を設置する。色温度は昼白色とする。	
スイッチ	照明スイッチ及び換気扇スイッチを設置する。	
洗面化粧台	洗面化粧台の水栓金具はシングルレバー式とする。	
	化粧鏡(交換可能なLED照明、コンセント付き)付洗面化粧キャビネットを設置する。	
水栓	洗濯機用水栓を設置する。	
換気扇	換気扇(親子扇:副吸込口)を設置する。	

#### 3-5 浴室

浴营		
<u>_</u>	浴室は 1216 タイプを標準とする。また面積は内法寸法で 1.8 ㎡以上とする。 浴槽は片側肘掛付浴槽を標準とし、浴槽縁高さは洗い場床から 500mm 以下 (推奨値は 400mm~450mm) とする。	
	床に滑り防止の措置が施してある製品を使用する。	
出入口	出入口扉は折戸を標準とし、緊急救出機構付きとする。	
	出入口扉の有効幅は 650mm 以上とする。	
	出入口段差は 20mm 以下の単純段差とする。	
手すり	手すりは次の位置及び仕様で設置する。 1) 横手すり (L400mm 程度) を浴槽の長手に沿う壁面へ浴槽縁から 180mm 程度の高さに設置する。 2) 縦手すり (L600mm 程度) を浴室入口側の壁面へ浴槽と洗い場の境で跨ぐ時に掴まれるよう、浴槽底面から 650mm 程度を下端とした高さに設置する。	
	1600 タナルキボラ (ステンレス数) (1=100) (1=100) (1=100) (1=100) (1=100) (1=100) (1=100) (1=100) (1=100) (1=100)	
	(大手中?) ((出)物が駆逐しも私支 ((1=(60)) ((1=(60))	
	図-16	
タオル掛け	洗い場壁面に、床からの高さ 1,100mm 程度の位置に、L=450mm 程度のタオル掛けを 設置する。	
風呂フタ	風呂フタは、原則として巻フタ(シャッター式フタ)とする。	
梁欠き	原則として、浴室ユニットは梁欠き対応しない。やむを得ず梁欠きする場合は、300mm×200mm 程度以下の寸法とする。	
洗い場床	洗い場床には、原則としてスノコは使用しない。	
	洗い場床は、転倒しないよう滑り防止の措置が施してあるものとする。	
排水	洗い場の排水口は、浴槽側の端部に位置するタイプのものとする。	
101.01.		
11/14	洗い場の排水口は、ヘアキャッチ付のものとする。	
1/1 /1/	洗い場の排水口は、ヘアキャッチ付のものとする。 排水トラップは、高圧洗浄タイプとする。	

	色温度は昼白色とする。また、絶縁体で構成(内線規程に抵触しない)されていれば、アースは不要とする。
スイッチ	照明スイッチ及び換気扇スイッチを設置する。 浴室内に給湯器リモコンを設置する。
水栓	水栓はサーモスタッド混合水栓とする。ZEH 対応で必要とされる場合は、水優先吐水機構を追加する。
換気扇	換気扇(親子扇)を設置する。(主吸込口) 原則、浴室の換気扇にて居室の 24 時間換気を行う。
	換気扇更新時に結線が容易にできるよう、点検口設置箇所を工夫する。
給湯器	追い炊き機能付きを標準とする。

### 3-6 便所

3一6 使别	
平面計画	便所の長辺寸法は内法で 1,300mm 以上とする。また便器の前方又は側方については、便器と壁の距離を 500mm 以上とする。
	PS及び点検口を設置し、可能な限り共用廊下等の共用部から点検及び更新を行い やすいよう計画する。手すり等の配置は扉位置等によるプラン上の制約がある場合
	を除き、原則右勝手とする。
	共用廊下 
	- 一 - 一 - 一 - 一 設備掃除口(塩ビ枠)
	コンセント (1口、H=500) PS (衛生設備工事)
	(L=400, H=1100)
	補助手すり (L型) 34 ¢ 程度) 紙巻器 (衛生設備工事) 関・ ・ フラー
	紙巻器 (衛生設備工事) 即・ (衛生設備工事) 13000mm 130000mm 13000mm 130000mm 130000mm 130000mm 130000mm 130000mm 130000mm 1300000mm 130000mm 1300000mm 130000000mm 130000000mm 130000000000
	照明器具 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	図−17
扉	出入口の有効幅は 750 mm以上とする。
/JF	扉は原則として引戸とする。やむを得ず開き戸とする場合は、外開きとする。
	引戸とした場合、引き残しを 60mm~100mm 程度確保し、戸当たり(ゴム製)及び戸車
	を設置する。
	扉に小窓、及び換気用ガラリ等を設ける。
	サムターンは大型とし、鍵は外部から解錠できるものとする。
	取手、及び彫込引手の設置高さは中心で 900 mm程度とする。
手すり	下図の通り、1型手すりを設置する。
	/ 紙巻器 (
	600mm タオル掛け
	250 咖啡度 / /
	型 (L型) (1.型) (34 4 程度)
	1
	550mm程度 900mm程度 1100mm程
	図-18
タオル掛け	壁面に床から高さ 1,100mm 程度の位置に、L400mm 程度のタオル掛けを設置する。
棚	棚の寸法は D300mm 程度とし、使用上支障のない高さとする。
床仕上	床は長尺塩ビシートとする。
便器	洋式大便器を設置する。

紙巻器	紙巻器を設置する。
換気扇	天井扇またはパイプファンを設置する。
コンセント	コンセントの設置高さは 500 mmとする。(給水の位置に注意する。)
照明器具	交換可能なLED照明器具を設置する。色温度は昼白色とする。
スイッチ	照明スイッチ及び換気扇スイッチを設置する。

# 3-7 台所

3 – / 🖃 🕅	
平面計画	PS及び点検口を設置し、可能な限り共用廊下等の共用部から点検及び更新を行いやすいよう計画する。食器棚等置場(参考寸法:W1,700mm×D450mm)及び冷蔵庫置場(W700mm 程度)を確保する。
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	⊠-19
扉	出入口の有効幅は 750mm 以上とする。
床仕上	床は長尺塩ビシートを標準とする。
給気口	給気口(150φで開口率が大きいもの)を設置し、就寝室を介する場合は、外部に至るまで同様とする。
レンジフード	レンジフードファンは深型(幕板付)を原則とし、レンジフードファンの排気ダクトが前方にならないよう計画する。 梁等の影響により既製の幕板が設置できない場合は建築工事にて幕板を製作、取付を行う。 レンジフードの幅及び奥行は、コンロ(コンロ台)の幅及び奥行の寸法以上とする。
	グリスフィルター  (※1) 連条基準法  (※2) 単次 に 解以 に  (※1) 連条 基準法  (※2) 開設 ボル メデート 下端 まで  (※2) 開設 ボル メデー お 多 例  グリスフィルター は 加熱器 具から  図 一 20
 吊戸棚	   吊り戸棚内に棚下灯用配線ケーブルが通線できるよう配慮する。
1-7 1/4/4	吊り戸棚の寸法は H500mm 程度とし、使用上支障のない高さとする。
流し台	流し台は水栓金具取付部がフラットな形状とする。
	流し台は高さ 850mm とする。

	※キッチン台の幅		
		間取りタイプ	キッチン台の幅(目安)
		1R, 1K, 1DK	1, 800mm
		2DK, 2LDK, 3DK	2, 100mm
	流し台用 ものとす		下灯はLEDランプ部分を交換可能な
水栓金具	水栓金具	はシングルレバー式とする。	
	水はねを る。	抑えるため、水栓金具の取付位置	は流し台天端と同じ高さに台付けとす
コンロ	コンロ台	にガスカランを設置する。	
コンセント	冷蔵庫用	コンセントを設置する。	
	電子レン	ジ用コンセントを設置する。	
	レンジフ	ード用(隠ぺい)コンセントを設置す	ける。
	流し台と	吊戸棚の間の壁面にキッチン家電局	用コンセントを1箇所設置する。
		警報器用コンセントを設置する。 スは天井面から 300mm 以内とし、液	を化石油ガスは床面より 300mm 以内とす
スイッチ	照明スイ	ッチ(台所用)を設置する。	
・リモコン	給湯器リ	モコンを設置する。	
	DK 一体タ	イプの場合はコンセント付き照明	器具用引掛ローゼットを設置する。
照明器具	流し台用	にLED照明器具(棚下灯)を設置	置する。
		独立タイプには交換可能なLED! 明器具用引掛ローゼット(コンセン	照明器具を設置する。DK 一体タイプの ノト付)を設置する。
感知器	熱感知器	を設置する	

### 3-8 食事室

平面計画	食卓、テレビ、インターホン等の使い勝手を考慮して配置を想定し、必要な電気設備を設ける。
	インターホン 〒200×D100, II=1200(一般) 原則スイッチ (食事室)
	電話・通信アウトレット+コンセントー
	食事室  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	押入 TV コンセント (II=300)
	⊠-21
扉	出入口の有効幅は 750mm 以上とする。
	扉は原則として引戸とする。
	引戸とした場合、引き残しを 60mm~100mm 程度確保し、戸当たり(ゴム製)及び戸車を設置する。 敷居はVレールとする。
給気口	給気口を手の届く高さ(1,500mm 程度)に設置する。
床仕上	床は原則、長尺塩ビシートとする。その他、シートフローリングも選択可能とする。
引戸・開戸	取手及び彫込引手の設置高さは中心で 900mm 程度とする。
照明器具	照明器具用引掛ローゼット(コンセント付)を設置する。
スイッチ	照明スイッチ(食事室用)を設置する。
インターホン	動線を考慮した位置にインターホンを設置する。
	非常通報機能付きとし、親機(食事室)と子機(玄関)のみの連動とする。
コンセント	コンセント+テレビ端子、コンセント+電話及び通信アウトレット(ブランクチッ
•弱電	プ付)を設置する。部屋の対角に設置できるのが望ましい。
感知器	煙感知器を設置する。

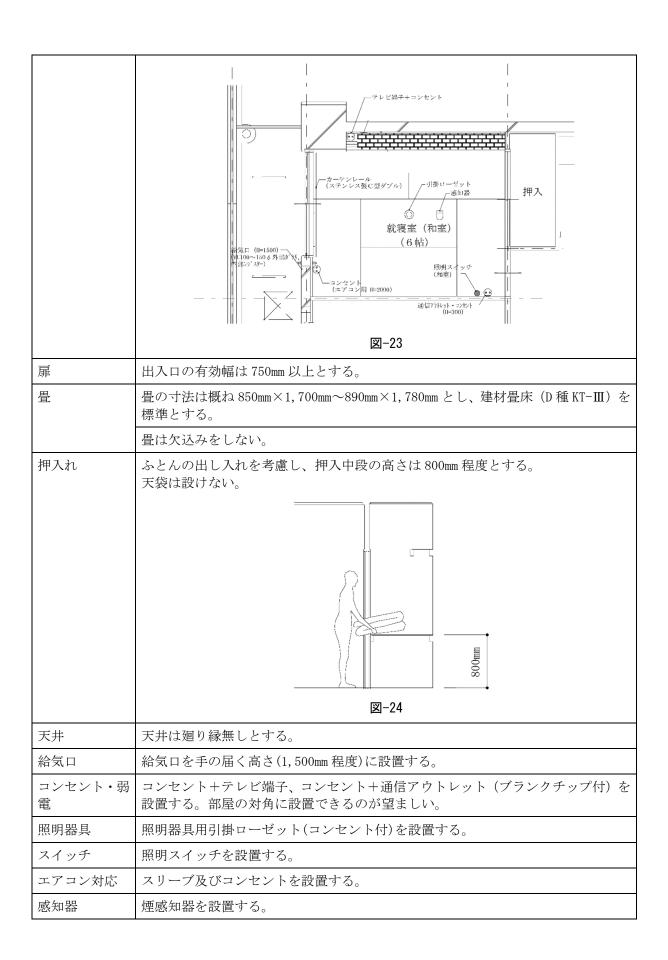
### 3-9 就寝室(洋室、和室)

#### (1) 洋室

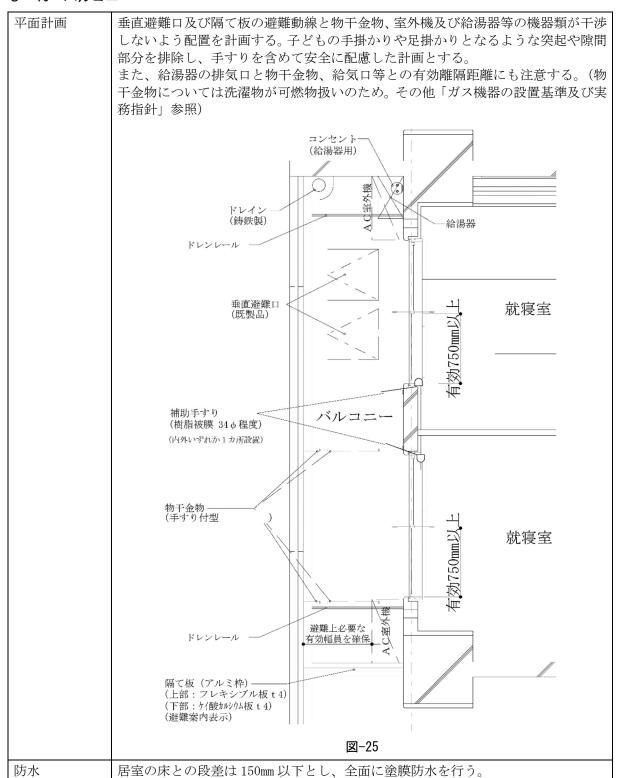
(1)洋室		
平面計画	採光や通風条件がより良い環境となるよう配慮し、物入れが出入口と動線上干渉しないたる計画する。テレビの配置が相戻し、公典な電気記憶が記せる。	
	ないよう計画する。テレビの配置を想定し、必要な電気設備を設ける。 	
	ーコンセント (エアコン用 H=2000)	
	- 悪知器	
	(ステンレス製C型ダブル) - 引掛ローゼット	
	(洋室) 通信77)ky)+22/ty)	
	給気口(I=1500) (VL100~150a外部が入内部が水力) (F=300(一般)	
	(外館下に面する場合はFDKL)	
	一一一物入一一	
	図-22	
扉 出入口の有効幅は 750mm 以上とする。		
	扉は、原則として引戸(引違い戸を含む)とする。	
	引戸とした場合、引き残しを 60mm~100mm 程度確保し、戸当たり(ゴム製)及び戸車	
	を設置する。 敷居はVレールとする。	
物入れ	数店は V レールと 9 る。   必要に応じて設置する。	
4227 (40	扉が引戸の場合は、物入の内側に手掛けを設置する。	
	物入に枕棚、ハンガーパイプを設置する。	
	いす等からの転倒防止を考慮し、天袋ではなく枕棚とする。	
	和室(押入)のないプランの場合でも布団が収納できる物入(奥行 740mm 以上)を	
	1 箇所以上、原則設置する。	
床仕上	床は長尺塩ビシート又はシートフローリングとする。	
給気口	給気口を手の届く高さ(1,500mm 程度)に設置する。	
コンセント・弱	コンセント+テレビ端子、コンセント+通信アウトレット(ブランクチップ付)を	
電	設置する。部屋の対角に設置できるのが望ましい。	
照明器具	照明器具用引掛ローゼット(コンセント付)を設置する。	
スイッチ	照明スイッチ(洋室用)を設置する。	
エアコン対応	スリーブ及びコンセントを設置する。	
	エアコン取付下地(下地材+目地切)のみ設置を原則とする。	
感知器	煙感知器を設置する。	

#### (2)和室

平面計画	採光や通風条件がより良い環境となるよう配慮し、押入れが出入口と動線上干渉し
	ないよう計画する。テレビの配置を想定し、必要な電気設備を設ける。



#### 3-10 バルコニー



	<b>塗膜防水</b> 150mm以下 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
段差	室内とバルコニーの段差を 150mm 以下とする。
	室内への出入口に縦手すりを内外1ヶ所設置する。図-25
隔て板	隔て板の大きさは有効で、W600mm×H800mm以上とする。
	プライバシーに配慮するため、室側の壁との隙間が生じないよう計画する。
垂直避難口	既製品を設置する。
室外機	エアコン室外機置場は床置きとする。
手すり壁	RCの手すり壁厚は、180mm(20+140+20)を標準とする。
	手すりは、コンクリート製の手すり壁または金属系の手すりとする。手すりの形状は縦桟とし、手すりの間隔は内法 110 ミリ以下とする。
	手すり壁の場合は、通風や採光を考慮し、一部金属製手すりによる開口を設けるよう配慮する。
物干し金物	原則として、物干し金物は高さ調整ができるものとし、壁付けとする。
床	給湯器、エアコン室外機のドレン排水を考慮してドレンレールを設置する。
給湯器	バルコニーまたは MB・EPS に設置する。
	原則として、排気延長型は選定しない。配置上やむを得ず排気延長型の給湯器を設置する場合は、排気筒の長さ及び曲り数に注意する。
	給湯器電源、リモコンボックスを設置する。
	給湯器の排気筒の高さはバルコニー床から 1,800mm 以上とする。
	給湯器(扉内設置型PS設置型・アルコーブ型排気延長型)は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」により選定する。
	給湯器のサイズ 1) 1 R、1 DK、2 DK、2 L DK 16 号 2) 3 DK 20 号

### 3-11 車いす使用者向け住宅

基本事項	車いす使用者向け住宅は、 $3-1\sim3-10$ の基準よるほか、以下の仕様を適用する。また、入居者の利便性に十分考慮したものとする。
	車いす使用者向け住宅は、1階に配置する。
	浴室、洗面・脱衣室、便所の配置は、利用者の利便性を考慮する。
	室内の建具は全て引戸とし、有効幅850mm以上とする。
	各室、玄関、廊下等には手摺下地、キックプレートとして機能する巾木を設置する。
	床仕上げは車いすの使用に耐える強度とする。
	操作スイッチ、操作盤等は車いす利用を考慮した設置位置及び高さとする。
	各出入口部分には、手摺用下地を設ける。
玄関	玄関扉は、有効幅 900 mm以上の電気錠付き自閉式片引きフラッシュハンガー戸とす
	る。
	新聞受箱を玄関扉付近に設置する。
	上がり框はステンレス製とし、段差を設けない。
	電動車いす充電用コンセントを設置する。
洗面・脱衣室・ 便所	便所、洗面・脱衣室は、原則として一体的に計画し、目隠し用のカーテンレールを 設置する。
	直径 1,500mm 以上の回転スペースを設ける。
	洗面台は、薄型で下部に車いすの足が入る構造とし、配管等が支障にならないようにする。
	入居者の身体状況に合わせて福祉機器の設置が可能なように、下地補強を設ける。
浴室	出入口は車いすのまま入れるよう引戸とする。
	出入口に段差を設けない。
	シャワーチェアが設置できる洗い場幅 800 mm以上のユニットバス 1616 型以上のサイズとする。
台所	流し台及びコンロ台は、下部に車いすの足が入ることが可能な構造とし、配管等が 支障にならないよう配慮する。
就寝室	全室洋室とする。
	バルコニーへの掃き出し窓には、有効幅 850mm 以上で、車いすのまま出入りできる
	箇所を1か所以上設ける。
	車いすの利用を考慮(浅型物入れ、物入れの中まで車いすが入れる等)する。
バルコニー	就寝室又は台所から車いすのまま出入りできる出入口を1か所以上設ける。
	火災時等に車いすでバルコニーから外部に避難が可能なスロープを設ける。
	車いすで十分活動できるよう 1800 mm以上の奥行を確保する。

#### 4 共用部

# 4-1 一般事項

落下防止	建物外壁面まわり直下に主要な出入り口、あるいは児童遊園が位置する場合で落下物の恐れのある部分及びバルコニー外周壁直下の通路等で落下物による危険性がある部分については、落下防止庇(最下階上部)、又は落下防止を兼ねた防風スクリーン(各階)、あるいは人が入り込まない植栽帯(地盤面)等の危険防止策を講ずる。落下防止庇等の場合の対策幅については、落下点からの高さを H として、√ H/2 の範囲を目安とする。なお落下防止庇を設ける場合は、使用する網のピッチは 50mm以下とするとともに、防錆上の配慮を充分行う。
	<b>4</b>
	<u> </u>
	図-27
手すり	共用部内の各手すりの取付け高さ(横手すりの場合は手すり棒の天端、縦手すりの場合は手すりの下端)は、床から 750mm を標準とする。 手すりと壁面の空きは 50mm 程度、また手すりの外径は 34mm 程度とし、階段及びスロープの場合は、段及びスロープの始終端部から床面に平行に 450mm 程延長し、端部を壁面または下面に曲げ込む形状とする。
	▼FL  手すりの場部は壁側、または下向きに曲げる。  図-28
外壁仕上げ	外壁仕上は防水型複層塗材E、軒裏・上裏仕上は吹付(外装薄塗材E)、屋外階段の 壁はSiを標準とする。
連結送水管	共用廊下、共用階段、エレベーターホール等に連結送水管を設置する場合、通行上 支障がなく、かつ操作しやすい位置とする。
点検扉	共用部PS壁面には、各階排水共用立管と専用配管との接合部を点検できるような 位置に鉄製の点検扉を設ける。

# 4-2 エントランス・エレベーターホール

平面計画	下図の参考図の通り、ホールからELVや階段への動線計画をもとに、集合郵便受けやベンチ等の必要な諸設備を効果的に配置し、死角となるようなスペースは設けないよう計画すること。 エレベーターホールには一辺 1500mm の正方形空間を確保する。
	掲示板 (W1200~1800×H900程度) 補助手すり (樹脂被膜 34 φ 程度)
	水道集中検針盤 (W550×H650) 自動火災報知設備受信盤 (W500×H500) 物置きカウンター
	集合郵便受 E V 前排水溝 (W200mm程度) 1500 1500 インターホンー (エレベーター用) (W300×H200)
	⊠-29
	できるかぎり自然採光をとれるよう考慮しつつ、必要以上に大きなガラスは使用しない。
扉	エントランスホール入口には扉は原則として設置しない。
雨の吹き込み 防止対策	集合郵便受け、設備系の盤の設置場所及びエレベーターホールは雨の吹き込み防止対策を行う。
手すり	必要に応じて手すりを設置する。
集合郵便受け	集合郵便受けはA4サイズが入る大きさとし、南京錠を使用するタイプとする。(ダイヤル式は使用しない) 各住戸1つ郵便受けを用意し、市営住宅自治組織用、自治会用等の郵便受けも適宜確保する。
ベンチ	住民間のコミュニケーションの確保のため、W1,800mm×D400mm×H380mm 程度の固定式ベンチを設置する。設置場所は、1階(エントランス階)とし、可能であれば各階にも設置する。
掲示板	掲示板(室名札なし、W1,200mm~1,800mm、H900mm 程度)を設置する。
住戸案内板	原則として住戸案内板は設置しない。
床	床は水勾配を充分(1/75~1/100)確保し、必要に応じて排水溝を設ける。特にエレベーター前はエレベーターシャフト内に雨水が浸入しないよう計画すること。下図参考図の通りふたはグレーチングとするが、杖等がはまらない構造のものを選定する。

	12.5mmまたは15mm
	100mm程度 <b>/</b>
	\ ₩ 20
	⊠-30
照明器具	LED照明器具を設置する。色温度は昼白色とする。やむを得ず集合郵便受けの自
	然採光がプラン上とれない場合は、照明をタイマー式個別点滅回路とする。
	エントランスホール内に配電盤室等がある場合は、充分な採光が確保できない場
	合、配電盤室等のホール側の扉付近に照明を設置する。
	避難経路と重複する場合、非常用照明を設置する。
インターホン	エレベーター用インターホンを設置する。
自動火災報知	法的に必要な場合には、自動火災報知設備受信盤を設置する。
設備受信盤	
点検口(自動火	エレベーターシャフト頂部に設置する感知器用の点検扉へのアクセスのため、安全
災報知器用)	かつ容易に点検ができるようにエレベーターホール内に点検口を設ける。

# 4-3 共用階段

平面計画	共用階段を2ヶ所以上設置する場合、両側に手すりが設置されることを想定した上で、有効幅員900mmとする。
	階段には回り段を設けない。
	所明器具
	基準階
	⊠−31
	最上部は原則として屋根を設ける。やむを得ず屋根を設けない場合は、最上部の照明器具の設置位置に配慮する。
	自然採光が確保できない場合は、非常用照明器具(LED)を設置する。
乗越え防止	屋根への乗り移り防止対策を行う。
手すり	手すりは原則として片側にできるかぎり連続して設置し、表面は樹脂被膜とする。 手すりの端部はできるかぎり水平に 450mm 以上延長し、壁面または下方へ巻き込む。
サイン	階数表示板は見やすい位置に分かりやすいサインを設置する。
防災設備	原則として防火シャッターは設置しない。やむを得ず設置する場合は、次のとおりとする。 1) シャッター降下地点を黄色のラインで明示する。 2) シャッタースラット両面に赤色で「きけん!くぐるな!」と表示する。 3) シャッターの脇に「このちかくであそばない」と表示する。 やむを得ず屋内階段とし、区画上防火扉を設置する場合、扉は煙感知器連動機構とする。
点検用タラッ プ	アンテナ及び避雷針等の点検のためのタラップ等(ハッチはできる限り避ける)を設置する。
床・滑り止め	仕上げは、屋内階段の場合は原則防滑ビニル床シート仕上とし、鉄骨屋外階段は、防滑仕上げを行う。 滑り止めノンスリップは踏面から 5mm 以下とする。 屋外階段など、開放型の階段については、ビニルタイヤ等の滑り止め付きのノンスリップとする。
	Zmmc TX*
	⊠-32

雨水排水	雨水排水を考慮する。
照明器具	LED照明器具はその下端で床からの高さ 2.0m 程度の位置に設置する。色温度は 昼白色とする。なお、引越し等の際に障害にならないよう配慮すると共に、有効幅 員の規定にも注意すること。
	点灯方式は屋外階段の場合は自動点滅器、屋内階段の場合は人感センサー若しくは 常時点灯とする。
非常用照明器 具	やむを得ず屋内階段とした場合、必要個所にLED非常用照明器具を設置する。
給水装置	共用階段下に直結増圧給水装置を設置する場合、装置の前面(600mm)及び左右側面(各 200mm)にメンテナンススペースを設ける。

#### 4-4 共用廊下

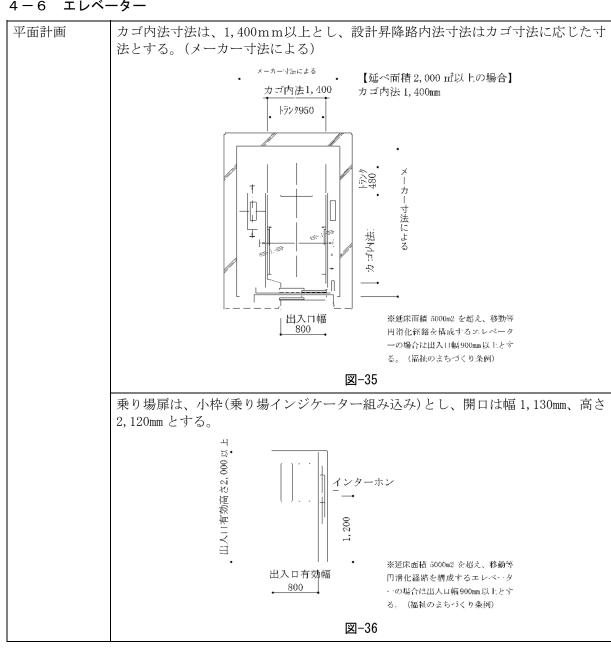
平面計画 共用廊下の有効幅員は 1,200mm~1,400mm を標準とするが、MB及びEPS等の扉 はやむを得ないものとする。また、アルコーブ扉の取手側のそで壁は扉の開閉を考 慮し、幅 300mm 程度とする。 非常警報総合盤又はベル  $(W450 \times H250, H=1500)$ ΜВ ΕPS 補助手すり (樹脂被膜 34 6 程度) \_ \_ \_ \_ \_ \_ 玄関 共用廊下 戸外表示灯 -ドレン↓-トル エアコン室外機 -(窓下に納める場合) 標準廊下幅量 (有効1,200mm~1,400mm) 図-33 共用廊下に居室が面する場合の窓は、ガラスを型板ガラスとし、外側にアルミ製の 面格子を設ける。 アルコーブの奥行きは扉を開けた時、外廊下の通行に影響しない程度とする。なお、 MB及びEPSの扉はやむを得ないものとする。 共用廊下側の居室をエアコン設置可能な居室とする場合は、窓下をエアコン室外機 置場とし、幅 1,250mm×高さ 1,000mm 程度確保し、共用廊下に室外機がはみ出さな いようにする。また、給湯器及びエアコンによるドレン排水のために床面にドレン レールを設ける。 床 床はアルコーブ部分と共用廊下を一体に水勾配を充分(1/75~1/100 程度)確保す 床は住戸側に幅 300mm 以上塗布防水を行う。 床は防滑性ビニル床シート仕上、側溝部分と手すり壁巾木はウレタン塗膜防水と し、シートの端末にはシール材を施し、端部のめくれや水の侵入を防止する。

乗越え防止	屋根等危険な箇所に進入できないよう対策を行う。
防風スクリー	原則として設置しない。ただし、プライバシー対策で必要な場合は除く。
ン	MANAGE OF TAXABLE ON THE COLUMN TO MANAGE OF TAXABLE OF THE COLUMN TO MANAGE OF TAXABLE
手すり壁	手すり壁は高さ 1,200 mm程度とする。
	でアコン室外機 (窓下に納める場合) (窓下に納める場合) (窓下に納める場合) (窓下に納める場合) (スンドキャップFD付 (フード無)
	手すり壁にトップレールは設置しない。
	手すりは原則として片側にできるかぎり連続して設置する。
	共用廊下側の居室をエアコン設置可能な居室とする場合は、窓下をエアコン室外機置場とし、奥行 550mm×高さ 1,000mm 程度確保し、共用廊下に室外機がはみ出さないようにする。
樋	雨水の竪樋はメンテナンス性や漏水の危険性を考慮し、原則内樋とせずに外樋とするよう計画する。
	雨樋の設置箇所数は雨水流量を基に算出し、万が一樋が閉塞しても排水できるよう オーバーフローを設置する。
消火器	消火器ボックスは共用廊下に突出しないよう、原則、壁埋め込み型とする。
照明器具	共用廊下のLED照明器具は、玄関扉の鍵穴が確認できるように配置、明るさを確保する。色温度は昼白色とする。
	就寝室へ明かりが漏れないようにする。
	照明はタイマー方式で点灯する。また共用廊下において歩行可能な最低限の照度を 確保できるものとする。
非常用照明器 具	自然採光が確保できない廊下部分については、必要箇所にLED非常用照明器具を 設置する。
非常警報等	非常警報総合盤又はベルを設置する。
ベンドキャップ	ベンドキャップは原則フード無し、FD 付きとする。雨かかり部分については、ベントキャップを深型とする。 (ただし、屋外に設ける避難階段から 2,000mm 以内には、ベンドキャップ等の開口は設置できないので注意する。)

#### 4-5 トレンチ

	<u> </u>
トレンチ	トレンチ内に、照明用コンセントは設けない。
	トレンチ床釜場でポンプを使用する場合は、配電盤室内あるいは配電盤内コンセントを利用する。
人通口	トレンチとピット間等、基礎梁に設ける人通口の形状、大きさは、600mm φ を標準とする。また、人通口の位置は出入りしやすい位置とし、高さは人通口の下端がピット床面上 300mm 程度を標準とする。必要に応じ人通口上部に手掛かりを設置する。
通気口	トレンチ等には、屋外に通ずる通気口を設ける。(両端には必ず設ける。)トレンチには、点検用マンホールを設けるとともに、マンホール近くのトレンチ床に釜場を設ける。
通水管	ピット内の水を釜場まで排水できるよう半割パイプ等により通水管を設置し、ピットスラブの勾配を設ける。ただし、ピット区画毎の用途区分に注意して計画すること。

#### 4-6 エレベーター

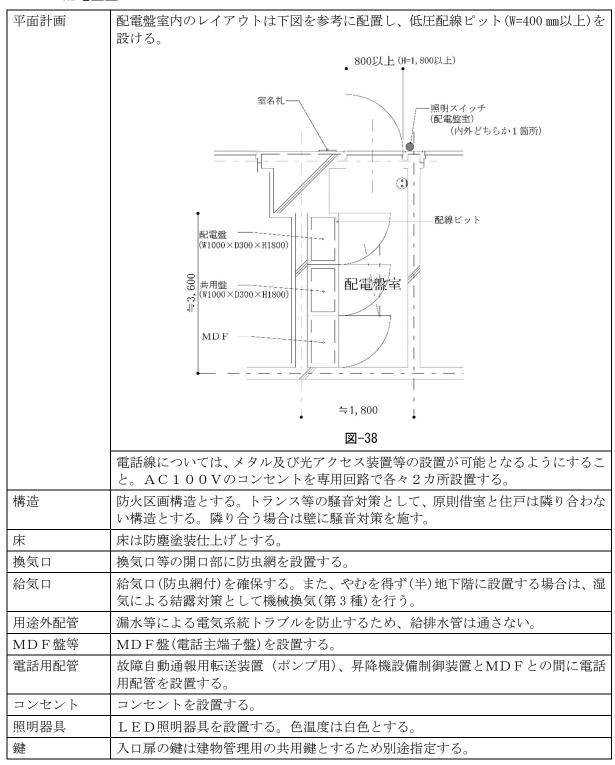


	マシンルームレス型とする。
	各階乗り場小枠鋼飯3方枠と躯体との取合い詳細に充分配慮する。
	(小枠と躯体との取合いが悪い場合は大枠を検討する)
仕様	各メーカーの標準仕様とする。
	1) 住宅用 11 人乗トランク付とする。(ストレッチャー使用可能) (RT-9-2S(T, W, Q, F)) (トランクはオプション仕様)
	25(1, w, Q, F)) (トラングはオランヨン仕様)   2) 段差無面一仕上大型防犯窓付とする。
	3) 地震時管制運転装置付とする。
	4) 停電管制運転装置付とする。
	5) 各階強制停止装置付とする。
	6) 戸開走行保護装置付とする。
	7) 小枠鋼鈑3方枠(乗場押釦3方枠組込)とする。
	8) 福祉型・視覚障害者仕様とする。 9) 音声合成装置付とする。
	10) 保護マット(床及び壁)付とする。保護マットは着脱可能なものとする。
	保護床マットを設置しても、トランクの扉が容易に開くように考慮する。
	火災管制運転装置付とする。
	冠水運転、遠隔監視装置付きとする。
	防犯窓付の扉とする。
	基数は「公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・機械編)」「公共住宅建設共
	通仕様書」「各エレベータメーカー仕様」に基づいて決定する。
防水	昇降路ピット内の防水(塗膜防水)を行う。
昇降路ピット	エレベーターの定格速度 45m/min 以下の時ピット深さは 1.2m とし、
	定格速度 45m/min を超え 60m/min 以下の時ピット深さは 1.5m とする。
	※昇降機技術基準の解説 2016 年版 P. 1. 3-59 参照
天井フック	天井フック(スチール製吊荷重 20kN)を設置する。原則吊荷重 20kN とするが、諸事   情により大型エレベーター設置する際は再度荷重計算を行う。
中間ビーム	2 台並列設置及び変形昇降路などに中間ビームを設置する。
点検口	昇降路最上部に感知器が設置される場合は併せて点検口を設ける。
配管非常呼出	昇降路外取付の非常呼出インターホン親機の配管配線及び収容箱を設置する。
装置(インター	電話による遠方監視装置のための配管、予備線及びボックスを設置する。
ホン)	
電源	制御盤の電源及び接地線を設置する。(かご内照明電源は約 1000VA)
コンセント	昇降路ピット内の点検用コンセントを設置する。(100VA)
	パーキングスイッチ付を標準とする。
イッチ	基準階にパーキングスイッチを設置する。
鍵	トランク鍵は、タキゲン C-I04 鍵 No. 200 とする。
	操作扉鍵は、メーカー標準とする。
キックプレー ト	キックプレートは、三方取付 (H=350)とする。
強制停止装置	各階強制停止装置付とするが、設定は行わない。(引渡し後、必要に応じて市営住 宅課が行う)
停止設定	停止設定は「1 階停止」(使用毎に必ず1階にカゴが戻る)ではなく「乗捨て」(降りた階で停止したまま)とする。

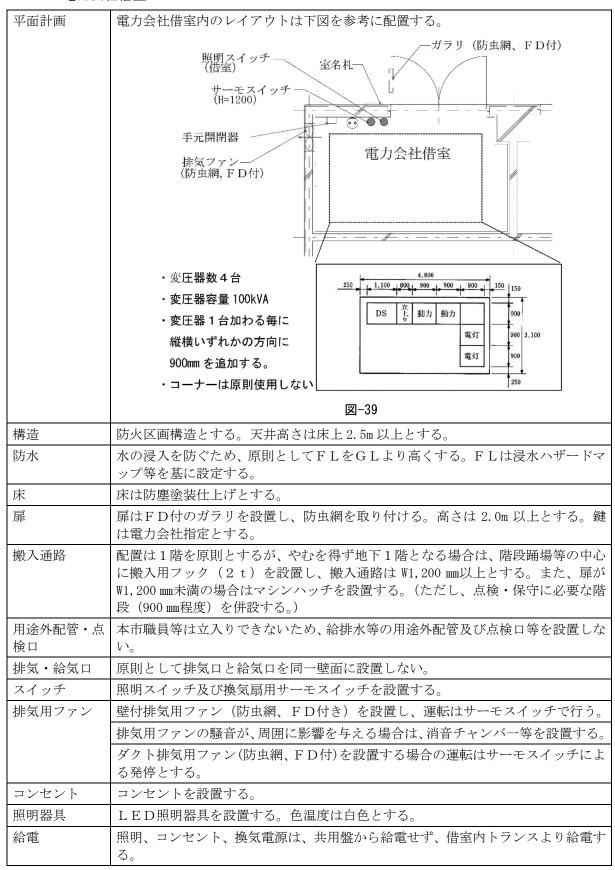
## 4-7 MB·EPS

<b>□</b>	MD TAND DOLO, AND A TOLE AND THE LA
平面計画	MB及びEPS内のレイアウトを下図を参考に配置する。
	電気メーター (積算電力計H=1800) 電話端子盤 TVプースター  水量センサー (電気設備工事)  水道メーター  浴室  (MB・EPSに設置する場合) があるメーター  給湯器電源, 『モンオ・ックス (H-300)
	⊠-37
扉	扉に鍵を設けない。
床	床は増し打ちにより共用廊下側へ水勾配を確保する。
窓	電気メーター検針用の窓を必要に応じ設置する。
開口部	TVブースター等のコンセントをガスメーター及びガス機器と共用で設置する場合は、火災予防条例による「パイプシャフト、ピットその他漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」に該当しないよう開口部を設置する。
給湯器	バルコニーまたはMB・EPS に設置する。
	原則、排気延長型の給湯器は設置しない。やむを得ず排気延長型の給湯器を設置する場合は、排気筒の長さ及び曲り数に注意する。
	給湯器電源、リモコンボックスを設置する。
	給湯器の排気筒の高さは外廊下床から 1,800mm 以上とする。
	給湯器(扉内設置型PS設置型・アルコーブ型排気延長型)は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」により選定する。
電気設備・ガス	電気設備とガス設備が共用する場合は、次のとおりとする。
設備	1) 幹線はプレハブ分岐ケーブルとする。
	2) 給湯器との結線は直接続とする。
排気熱	排気熱による外部仕上材等への影響を考慮する。
MB内配管	MB内には専用部の換気ダクト及び配管等は極力通さない。

#### 4-8 配電盤室



#### 4-9 電力会社借室



# 4-10 受水槽・ポンプ室

平面計画	直結増圧給水装置は、壁又はフェンスで区画する。
	受水槽は、6面点検できる空間を確保する。
	(中面) (脚 向)
	図-40
	ポンプ室に故障自動通報用転送装置を設置する収容箱を設置し、転送信号は給水異常・排水異常信号とする。
搬入用フック	やむを得ずポンプ類をGLより低いFLの室内に設置する場合は、搬入用のフックを設置する。
換気用ガラリ	ポンプ室の扉には、換気用ガラリを取付ける。(特例適用の場合、FDに注意)
ポンプ用電源	ポンプ用電源は、高圧受電契約とならないようにする。
信号用配線	複数の住棟にポンプ室がある場合は、ポンプ室間の信号用配線を設置し、電話回線は、できる限り少なくする。ただし、信号配線は公道横断をしない。
床	床はモルタル金ゴテ仕上とする。
コンセント	ポンプ室に点検用コンセントを設置する。
	収容箱内に転送装置電源用コンセントを設置する。
照明器具	室内の場合、LED照明器具を設置する。色温度は白色とする。
排水	床に排水設備を設ける。
	受水槽屋内上部に給水管以外の配管を設置しない。
	受水槽をやむを得ず地下階に設置する場合は、排水用水中ポンプと満水警報装置を設置し、機能点検(試験値・電流値)は制御盤で行う。また、排水用水中ポンプを設ける場合は釜場を設ける。
	ポンプの排水能力は、定水弁の予想流入量以上とし、並列・自動交互運転方式とする。
換気設備	換気設備はタイマー付とする。
	やむを得ず地下階に設置する場合は、湿気による結露対策として機械換気(第3種)を行う。
	直結増圧給水装置の周囲を壁面で囲む場合、動力による換気設備は原則として設けない。

# 4-11 アンテナ

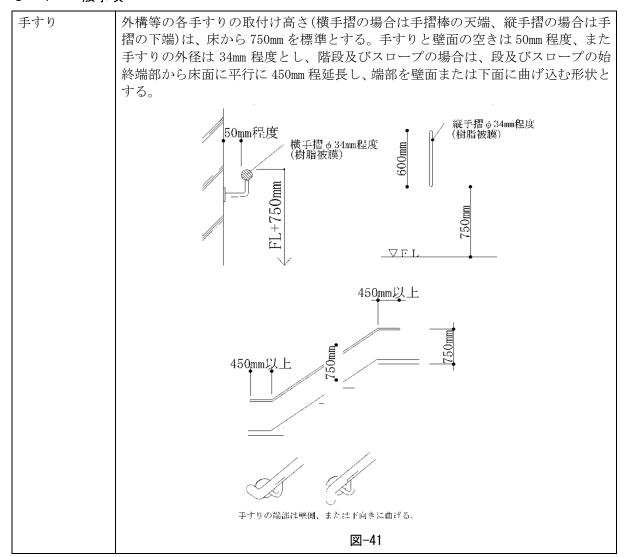
避雷針	地盤面からの高さが、20mを超えるテレビアンテナは、雷保護設備により保護する。
アンテナマスト	地上デジタル放送用の設備基礎及びアンテナ、配管、配線等を設置する。また、BS・CS 放送にも対応できるように設備基礎及び配管を設置する。また、アンテナ付近にテレビ中継盤(増幅器、分配器等)を設ける。原則屋内とするが、やむを得ない理由がある場合は屋外に設置する。

# 4-12 太陽光発電設備

設置場所	原則、設置場所は住棟の屋上とする。
------	-------------------

## 5 付帯施設

### 5-1 一般事項



#### 5-2 倉庫

市営住宅自治 市営住宅自治組織用倉庫の内部レイアウトは、図2を参考に物品を効率的に収納で 組織用倉庫 きるよう棚(木製又はスチール製とし、棚は奥行き 600mm 程度で、2~3 段程度とす る)を設け、配置する。また、棚の最上部は2100mm程度以下とする。 600mm 棚 (平面) (断 面) 図-42 倉庫は小窓を設ける等採光に配慮するのを原則とし、照明器具は昼白色LED照明 器具を設置する。 収納棚は木製又はスチール製とし、棚の段数は床面レベルを含んで4段を原則とす 建物管理用倉 る。棚の奥行きは600mm 程度、幅は建築一工区につき1,300~1,400mm 程度とする。 通路幅は 800mm(片側棚) ~1,200mm(両側棚)程度とする。(完成図書を衣装ケース に収納する) 【1工区当り】 棚 땑 通路 100mm以 (想定箱数) 築:4~5箱 ປ 5 電気・昇降機:1箱 4:1箱 緍 外 構・植 栽:1箱 1 2 3 社:1~2箱 計:8~10箱 棚 通路  $1,300 \text{mm} \sim 1,400 \text{mm}$ ※クリアボックスの寸法: W390×D530×H320 (平 面) (正 順) 図-43 倉庫扉はガラリや小窓(入口扉上部)を設ける等、換気に配慮する。 昼白色LED照明器具を設置する。 入口扉の鍵は建物管理用の共用鍵とするため別途指定する。 防災備蓄庫 よこはま防災向上マンション認定制度の仕様を満たすこと。

# 5-3 集会所

## (1)全体計画

	<del>,</del>
段差	外部アプローチから、集会所内部ホールに至るまでは、原則として段差を設けない。
扉	集会所玄関扉及び集会所内部の各扉は、原則として引き戸(引き違い戸含む)とす
	る。また、集会所玄関扉、集会所出入口扉、倉庫扉及び便所扉の有効幅員は800mm
	以上とし、その他の扉の有効幅員は、原則として 750mm 以上とする。
	集会所玄関扉下部等の隙間から、挨が入らないよう考慮する。
寄り付きスペ	車道等とは車止めポールで区画する。
ース	
タラップ	集会所を陸屋根の別棟にした場合等、管理上必要な場合は、屋上へ上る管理用タラ
	ップを設ける。なお、タラップは、部外者が容易に侵入出来ないよう、タラップの
	下端を地盤面から 2.7m 程度とする。なお、タラップ下部には、機器等を設置しな
	管理用タラップ
	•— -
	2.7m程度
	2.11112/2
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	⊠-44
	<b>—</b> · ·
タオル掛け	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度と
タオル掛け	
タオル掛け サッシ	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度と
	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。
サッシ	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。 サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。
サッシ 壁の仕上	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。 サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。 室内の壁はビニールクロス貼りを標準とする。
サッシ 壁の仕上	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。 室内の壁はビニールクロス貼りを標準とする。 集会所には、館名サイン(〇〇住宅集会所)及び室名サイン(集会室、倉庫、湯沸室、
サッシ 壁の仕上 サイン	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。 サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。 室内の壁はビニールクロス貼りを標準とする。 集会所には、館名サイン(○○住宅集会所)及び室名サイン(集会室、倉庫、湯沸室、便所等)を設ける。
サッシ 壁の仕上 サイン 天窓	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。 サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。 室内の壁はビニールクロス貼りを標準とする。 集会所には、館名サイン(○○住宅集会所)及び室名サイン(集会室、倉庫、湯沸室、便所等)を設ける。 天窓 (トップライト) は、原則として設けない。
サッシ 壁の仕上 サイン 天窓	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。 サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。 室内の壁はビニールクロス貼りを標準とする。 集会所には、館名サイン(○○住宅集会所)及び室名サイン(集会室、倉庫、湯沸室、便所等)を設ける。 天窓 (トップライト) は、原則として設けない。 集会所で使用する水道、ガス及び電気設備には、住棟等と別の個別メーターを設置
サッシ 壁の仕上 サイン 天窓 メーター類	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。 サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。 室内の壁はビニールクロス貼りを標準とする。 集会所には、館名サイン(〇〇住宅集会所)及び室名サイン(集会室、倉庫、湯沸室、便所等)を設ける。 天窓 (トップライト) は、原則として設けない。 集会所で使用する水道、ガス及び電気設備には、住棟等と別の個別メーターを設置する。
サッシ 壁の仕上 サイン 天窓 メーター類	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。 サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。 室内の壁はビニールクロス貼りを標準とする。 集会所には、館名サイン(〇〇住宅集会所)及び室名サイン(集会室、倉庫、湯沸室、便所等)を設ける。 天窓 (トップライト) は、原則として設けない。 集会所で使用する水道、ガス及び電気設備には、住棟等と別の個別メーターを設置する。 非常用照明、誘導灯、非常警報設備については、出来る限り関係法令の緩和規定等
サッシ 壁の仕上 サイン 天窓 メーター類 非常用設備	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。 サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。 室内の壁はビニールクロス貼りを標準とする。 集会所には、館名サイン(○○住宅集会所)及び室名サイン(集会室、倉庫、湯沸室、便所等)を設ける。 天窓 (トップライト) は、原則として設けない。 集会所で使用する水道、ガス及び電気設備には、住棟等と別の個別メーターを設置する。 非常用照明、誘導灯、非常警報設備については、出来る限り関係法令の緩和規定等を適用するように計画する。
サッシ 壁の仕上 サイン 天窓 メーター類 非常用設備 コンセント	タオル掛けの高さは、床面から 1,100mm を標準とする。サイズは、L=450mm 程度とする。 サッシのクレセントは、ロック付きとし使いやすい形状とする。 室内の壁はビニールクロス貼りを標準とする。 集会所には、館名サイン(○○住宅集会所)及び室名サイン(集会室、倉庫、湯沸室、便所等)を設ける。 天窓 (トップライト) は、原則として設けない。 集会所で使用する水道、ガス及び電気設備には、住棟等と別の個別メーターを設置する。 非常用照明、誘導灯、非常警報設備については、出来る限り関係法令の緩和規定等を適用するように計画する。 集会所外部には、原則コンセントを設置しない。

## (2)玄関・ホール

	·-
玄関	集会所は下足仕様を原則とする。
手すり	玄関から集会室へ至るホール壁面及び集会室から便所へ至るホール壁面動線上に 手すりを設置する。
傘立て	玄関に傘立て用スペースを計画する。
掲示板	掲示板はホールの見え易い壁面に設置する。 大きさは、幅 1,200mm~1,800mm、高さ 900mm 程度とする。
玄関ホール床	床は長尺塩ビシート貼りとする。
スイッチ	照明用スイッチを設置する。

# (3)集会室

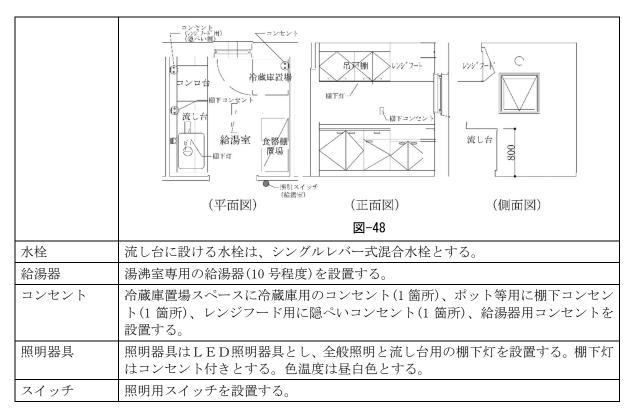
平面計画	1 m + 1
'	集会室は下図を参考に机、椅子及びホワイトボードを集会が行なえるよう配置を想
	定し、必要な設備を計画する。また、集会室に倉庫を隣接させ、机や椅子を全て収
	納して多目的に利用できるよう計画する。   露は似如の間に、 はめによる日本された。   ないのは、   ないのでは、   な
	窓は外部空間と一体的にも利用できるよう掃出し窓を設置する。 
	ーコンセント (一般用)
	(一般用) コンセント(エアコン用)
	ー リーカーテンレールー   軒又は庇
	集会室
	照明スイッチー
	コンセントー、
	(一般用)
	倉庫 (エアキン用)
	― コンセント+テレビ端子
	── 電話用アウトレット ── ホワイトボード (移動型)
	図-45
高さ計画	集会室の最高天井高さは、原則として3メートル以内とし、天井形態については、
	暖房効果上支障にならないよう考慮する。
高さ計画床	
床ホワイトボー	暖房効果上支障にならないよう考慮する。
床 ホワイトボー ド	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。
床 ホワイトボー	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。
床 ホワイトボー ド	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。
床 ホワイトボー ド	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。
床 ホワイトボー ド 開口部	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。
床 ホワイトボー ド 開口部 サッシ	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。 サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。 換気設備(換気扇)及び給気口を設ける。
床 ホワイトボード 開口部 サッシ 換気	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 <ul><li>床は長尺塩ビシート貼りとする。</li><li>集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。</li></ul> <li>集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。</li> <li>集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。</li> <li>サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。</li>
床 ホワイトボード 開口部 サッシ 換気	暖房効果上支障にならないよう考慮する。  床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。  集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。 サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。 換気設備(換気扇)及び給気口を設ける。 集会室には、一般家庭用の冷暖房設備(熱源電気式)を2台設置する。ただし100㎡ 規模を超える場合の冷暖房設備については、別途検討の上適正な台数を配置する。
床 ホワイトボード 開口部 サッシ 換気	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。 サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。 換気設備(換気扇)及び給気口を設ける。 集会室には、一般家庭用の冷暖房設備(熱源電気式)を2台設置する。ただし100㎡
床 ホワイトボード 開口部 サッシ 換気	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。 サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。 換気設備(換気扇)及び給気口を設ける。 集会室には、一般家庭用の冷暖房設備(熱源電気式)を2台設置する。ただし100㎡ 規模を超える場合の冷暖房設備については、別途検討の上適正な台数を配置する。 冷暖房機の室内機は壁掛け型とする。また、屋外機については、維持管理・安全性 等に配慮した設置場所とする。
床 ホワイトボード 開口部 サッシ 換気 冷暖房設備	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。 サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。 換気設備(換気扇)及び給気口を設ける。 集会室には、一般家庭用の冷暖房設備(熱源電気式)を2台設置する。ただし100㎡ 規模を超える場合の冷暖房設備については、別途検討の上適正な台数を配置する。 冷暖房機の室内機は壁掛け型とする。また、屋外機については、維持管理・安全性 等に配慮した設置場所とする。 冷媒管、ドレン管施工に必要なスリーブ工事は機械設備工事で行う。
床 ホワイトボード 開口部 サッシ 換気	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。 サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。 換気設備(換気扇)及び給気口を設ける。 集会室には、一般家庭用の冷暖房設備(熱源電気式)を2台設置する。ただし100㎡ 規模を超える場合の冷暖房設備については、別途検討の上適正な台数を配置する。 冷暖房機の室内機は壁掛け型とする。また、屋外機については、維持管理・安全性等に配慮した設置場所とする。 冷媒管、ドレン管施工に必要なスリーブ工事は機械設備工事で行う。 上記の冷暖房設備にそれぞれコンセントを設置する。また、集会室には別にコンセ
床 ホワイトボード 開口部 サッシ 換気 冷暖房設備	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。 サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。 換気設備(換気扇)及び給気口を設ける。 集会室には、一般家庭用の冷暖房設備(熱源電気式)を2台設置する。ただし100㎡ 規模を超える場合の冷暖房設備については、別途検討の上適正な台数を配置する。 冷暖房機の室内機は壁掛け型とする。また、屋外機については、維持管理・安全性等に配慮した設置場所とする。 冷暖房機の室内機は壁掛け型とする。また、屋外機については、維持管理・安全性等に配慮した設置場所とする。 冷暖房機の室内機は壁掛け型とする。また、屋外機については、維持管理・安全性等に配慮した設置場所とする。
床 ホワイトボード 開口部 サッシ 換気 冷暖房設備 コンセント テレビ端子	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。 サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。 換気設備(換気扇)及び給気口を設ける。 集会室には、一般家庭用の冷暖房設備(熱源電気式)を2台設置する。ただし100㎡規模を超える場合の冷暖房設備については、別途検討の上適正な台数を配置する。 冷暖房機の室内機は壁掛け型とする。また、屋外機については、維持管理・安全性等に配慮した設置場所とする。 冷媒管、ドレン管施工に必要なスリーブ工事は機械設備工事で行う。 上記の冷暖房設備にそれぞれコンセントを設置する。また、集会室には別にコンセントを4箇所設置する(テレビ用1箇所、一般用3箇所)。 テレビ端子を1箇設置する。
床 ホワイトボード 開口部 サッシ 換気 冷暖房設備	暖房効果上支障にならないよう考慮する。 床は長尺塩ビシート貼りとする。 集会室内に移動型ホワイトボード用スペースを計画する。 集会室には自然採光をとり入れるよう配慮し、開口部を充分設ける。 集会室の掃き出し開口部上部には、原則として軒又は庇を設ける。 サッシには、カーテンレール(ステンレス製C型ダブル)を設置する。 換気設備(換気扇)及び給気口を設ける。 集会室には、一般家庭用の冷暖房設備(熱源電気式)を2台設置する。ただし100㎡規模を超える場合の冷暖房設備については、別途検討の上適正な台数を配置する。 冷暖房機の室内機は壁掛け型とする。また、屋外機については、維持管理・安全性等に配慮した設置場所とする。 冷焼管、ドレン管施工に必要なスリーブ工事は機械設備工事で行う。 上記の冷暖房設備にそれぞれコンセントを設置する。また、集会室には別にコンセントを4箇所設置する(テレビ用1箇所、一般用3箇所)。

## (4) 倉庫

平面計画 集会室用倉庫は下図を参考に倉庫への入口は内部から利用する形態とし、外部から の扉は設けないものとする。また、倉庫内になるべく自然採光をとれるよう小窓等 を設ける。 - 照明スイッチ (倉庫) 集会室 図-46 イス・テーブル 集会室で使用するイス、テーブル等については、集会所規模に応じて次の表の数値 を目安とし、計画する。なお、天板回転式等のテーブルを採用するかは協議による こととする。 備品 テーブル イス 座卓 (折りたたみスチ  $(450 \text{mm} \times$  $(450 \text{mm} \times$ 1,8000mm) 集会所の規模 1,800mm) ールチェアー) 70 ㎡規模 8 なし 24 和室を設け 100 ㎡規模 10 30 る場合4 集会所規模に応じた適性数量とする。 棚 倉庫内は下図を参考に集会室で使用するイス、テーブル等を効率的に収納出来るよ うに造り付けの棚を設ける。なお、天板回転式等の倉庫内へ収納しないテーブルを 採用した場合はこの限りではない。 イス イス 収納 収納 収納 収納 収納 イス イス イス 収納 収納 収納 図-47 床は長尺塩ビシート貼りとする。 床 照明器具 照明器具はLED照明器具を設置する。色温度は昼白色とする。 スイッチ 照明用スイッチを設置する。

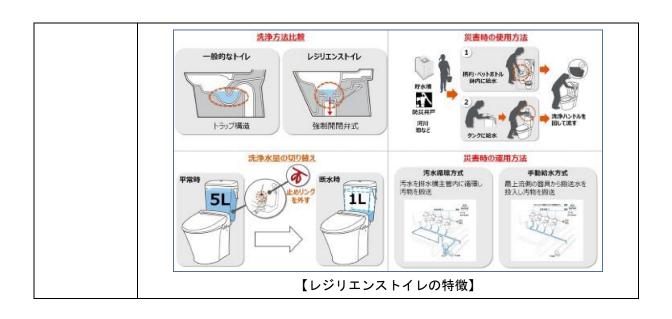
### (5)給湯室

平面計画 給湯室は下図を参考に簡単な炊事も出来るよう、流し台(L1,200mm程度)、コンロ台 (L600mm 程度、コンロは別途)、レンジフード及び吊戸棚(L1,200mm 程度)を設置す るとともに、冷蔵庫置場スペース(W800mm 程度)及び食器棚置場スペース(参考寸 法:W900mm×D450mm)を確保する。なお、建替えや大規模住宅は別途協議して確定す

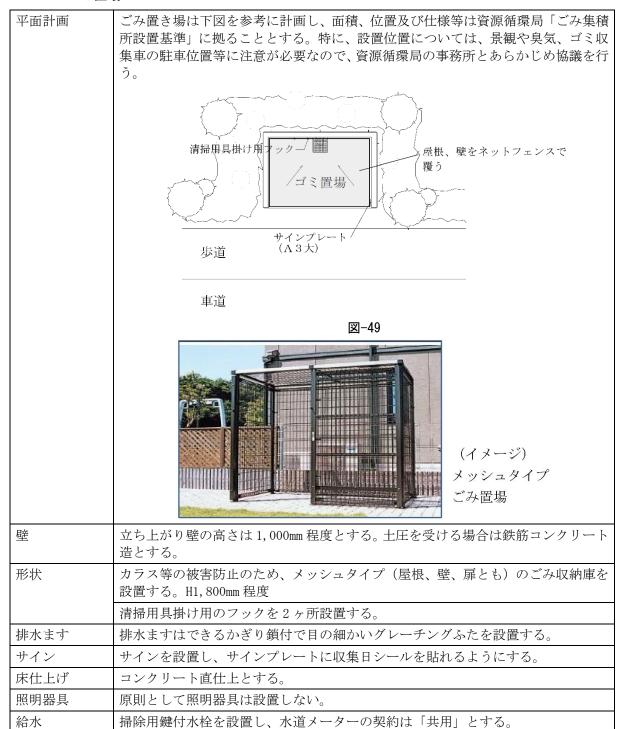


## (6) 便所

平面計画	便所は原則として男子便所 1、女子便所 1、車いす使用者対応便所 1 とする。ただし 100 ㎡規模を超える集会室については、集会室規模に応じて別途検討の上適正なものとする。
非常ボタン	車いす使用者対応便房には、非常呼出しボタンを2箇所(一つは腰掛便座から手の届く位置、もう一つは転倒した場合でも手の届く位置)に設けること。 非常呼出しボタンは緊急時に押すとホール内に警報音が鳴るようにし、便所扉外側に警報停止ボタンを設ける。
掃除用流し	掃除用流し(SK)を1箇所設置する。また、モップ等掛けるフック(2箇所程度)を 設置する。
壁・天井仕上げ	壁及び天井仕上は防カビクロス貼りとする。特に壁のクロスについては、清掃し易いものとする。
床	床は長尺塩ビシート貼りとする。
換気設備	各便所には、専用の換気設備(換気扇)を設ける。
コンセント	コンセントを設置し、設置高さは原則として床上 500mm とする。
照明器具	LED照明器具を設置する。点灯方式は原則スイッチとする。色温度は昼白色とする。
排水設備	集会室に防災力向上マンション対応の便所(受水槽を水源とする)を設置する場合、 災害配慮トイレ等、断水時に洗浄水量の少ないものを選定する。 排水管に排水フレキややりとり接手などの耐震対策を行う。



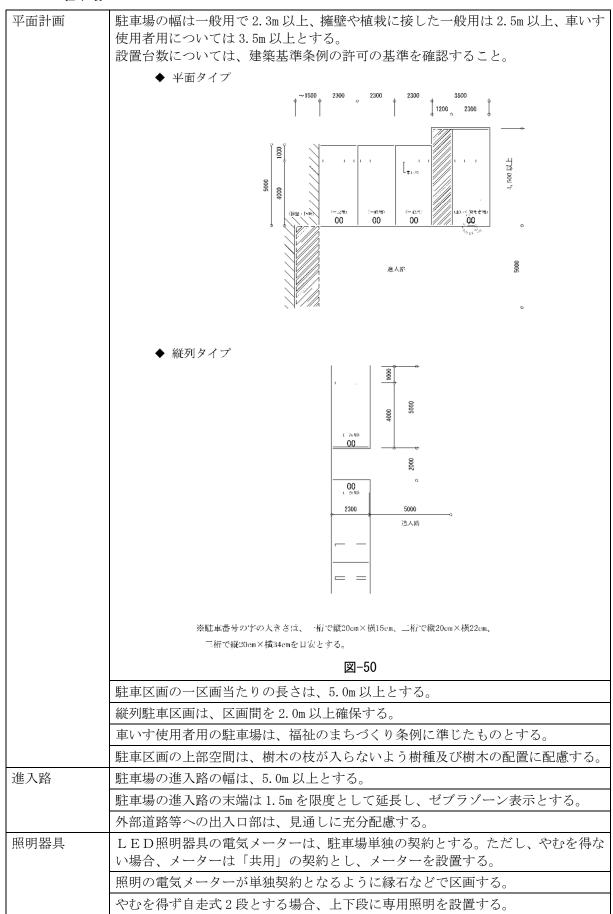
#### 5-4 ごみ置場



# 5-5 駐輪場

平面計画	原則として住棟内に設けない。駐輪区画は、白線で全体位置を明示しサインを設置する。区画ごとのラインは不要。
	1 台当たりのスペースは 500mm×2,000mm 程度とする。
仕様	原則、既製品の屋根付きとし、華美なしつらえとしない。バイク置場を設ける場合は、青空区画とする。
	車輪止め及びチェーン掛け用のパイプ等を設置する。
床	床は水勾配を充分確保する。
	コンクリート金ゴテ仕上とする。
照明器具	外灯の配置計画を考慮し、必要に応じ照明器具の設置を検討する。防犯上暗くならないように注意する。
排水	屋根の雨水排水は、原則として雨水桝に接続する。

#### 5-6 駐車場



水栓	洗車に使用されるため、周辺に水栓を設置しない。
排水	舗装面は水勾配を充分(1/75~1/100)確保し、排水施設を設ける。
	出入口等で雨水が道路等へ流出しないよう、ボルト止めのグレーチングを設置す
	る。
仕上げ	アスファルト舗装(密粒)とする。ただし、消防活動空地となる場合は、開発許可の 基準に適合(密粒 5cm、路盤 30cm)したものとする。
	やむを得ず自走式2段とする場合は、上部の防水を行う。
設備	やむを得ず住棟内に駐車場を設置する場合、換気設備を必要としない形態とし、消 火設備等については、消防法及び建築基準法に留意する。
駐車区画番号	駐車区画番号の振り方は別途指定する。

# 5-7 児童遊園

遊具	遊具は安全性を考慮し、木製のものはなるべく避ける。多世代の利用にも配慮し、 健康遊具(背伸ばしベンチ等)の設置も検討する。
	W A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
	⊠-51
	原則として砂場、ごみ箱及び水飲み場は設置しない。
	遊具の安全性については、メーカー仕様等を参考の上、遊具周囲の必要充分な安全域の確保及び遊具からの落下防止等に十分配慮する。また、遊具自体の安全性についても協会認定品を使用する等十分に配慮する。
仕上げ	ダスト舗装を標準とする。
照明器具	LED照明器具とする。また、防犯上必要な明るさを確保し、死角をつくらないよう計画する。
	周辺住宅や畑に明かりが漏れないよう配慮する。

# 5-8 住宅内通路

## (1)車道

舗装	アスファルト舗装(密粒)とする。			
はしご車通行 対応	消防活動空地及びはしご消防自動車が通行する部分の舗装は、開発許可の基準に適合(密粒 5cm、路盤 30cm)したものとする。			
	はしご車等が通る道路は、重耐重のグレーチングとする。			
	はしご車等が通る道路は、重耐重のマンホール蓋とする。			
照明器具	必要に応じてLED照明器具を設置する。			

## (2) 歩道

原則としてアスファルト舗装とする。ただし、歩道状公開空地は除く。				
公道が付帯する場合、歩車道段差は150mmを標準とする。				
住宅内通路(車道)が付帯する場合、歩車道段差は100mmを標準とする。				
切下げ部分の歩車道段差は、20mm とする。				
車道に接する部分は、原則として 3m 程度おきに車止めポールを設置する。				
公道(歩道)に付帯する歩道状公開空地の場合、管理区分がわかるよう縁石等を設置する。				
図-52				
必要に応じてLED照明器具を設置する。				
周辺住宅や畑に明かりが漏れないようにする。				

# 5-9 植栽

植栽計画	植栽管理がしやすいように、常緑樹かつ中低木を中心に樹名札プレートを設置する。別紙の「市営住宅建替事業における管理しやすい植栽計画について」を参照。また、ごみ置き場周辺はネズミによる樹木の被害が起きる可能性があるため、注意する。
	低木及び地被植物は、植栽数量に注意する。
転落防止	高低差があり落下等の危険性がある場合、高さ 1,200mm 以上のフェンスを有効に設置し、あわせて横からの進入防止フェンスも設置する。
案内板	外灯の近くの目立つ位置に住宅案内板(幅 1,200~1,800mm、高さ 1,800mm 程度)及 び掲示板(幅 1,800mm、高さ 1,800mm 程度、照明なし)を設置する。
照明器具	必要に応じてLED照明器具を設置する。
	周辺住宅や畑などに明かりが漏れないようにする。
散水栓	植栽用鍵付散水栓(コンクリート柱)を設置し、メーターの契約は「共用」とする。

## 5-10 屋外排水

# 配管

集中豪雨時、雨水が溢れ出すのを防ぐため、雨水縦樋の管径、配管勾配等に充分配慮する。特に、縦樋から第一枡までの長さは出来るだけ短くすると共に、勾配、曲りで出来るだけ抵抗を小さくする。また横管の管径は100mm以上とし、流量計算に用いる1時間最大雨量は106mmとする。(1時間最大雨量106mmは横浜地点の過去最大1時間降水量)に、短時間の降水強度変化による割増率1.2を乗じて算出したものである。

中継ドレーン等から雨水が溢れ出す恐れがある場合は、オーバーフロー管、又はスリット(切欠き)を設ける。(なお縦樋から第一桝までの長さについては、「横浜市排水設備要覧」で3m以内と定められている。)

## 市営住宅建替事業における管理しやすい植栽計画について

#### 1 趣旨

市営住宅入居者の高齢化の進展により、植栽の管理が困難になるケースが増加し、管理できずに 伐採することもある状況となっている。

市会においても、高齢化を踏まえた管理への配慮について質疑があり、再生に当たっては管理しやすい植栽計画としていくことを答弁している。

また、入居者や近隣住民等から植栽管理に関する市への苦情も多く、対応に苦慮しているため、市の管理の負担軽減も考慮が必要である。

建替え後10年20年後の姿を的確に想定し、管理しやすい植栽計画としていく必要がある。

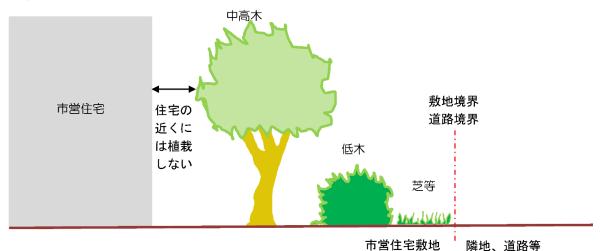
#### 2 植栽の目的

- (1) 住宅敷地内の緑の環境整備
- (2) 住宅を含めた地域の緑の環境整備
- (3) 住宅入居者のプライバシー保護

#### 3 基本的な条件

- (1) 常緑樹とする。
- (2) 敷地境界付近の植栽はできる限り芝等とする。
- (3) 中高木は、ランドマークになる場所などで最低限とし、敷地境界や道路境界、住宅の近くには 植栽しない。
- (4) 斜面地など管理が難しい場所には植栽しない。緑化面積確保のためにやむを得ない場合は、芝等とする。

#### <植栽のイメージ>



56

4 植栽の基準 (参考:横浜市街路樹設置基準 (道路局施設課))

#### (1) 樹種の選定

- ア 大気汚染や病虫害に強く、剪定や刈込に耐える樹種とする。
- イ 高木は樹幹が直幹のものとする。また、強風などにより倒木、折損しやすいものや生長が著し く早いものは避ける。
- ウ 中低木は、生長が著しく早いものは避け、年1回程度の刈込で樹形が整えられるものとする。
- エ 地被類は、生長後も背丈が低く保てるもので、常緑、または多年生の木本類、草本類とする。

#### (2) 植栽に適する樹種

高 木	シラカシ、アラカシ、クスノキ、クロガネモチなど
中低木	ヒラドツツジ、オオムラサキツツジ、サツキツツジ、ドウダンツツジ、
	マルバシャリンバイ、アセビなど
地被類	リュウノヒゲ、フイリヤブラン、タマスダレ、アガパンサスなど

#### (3) 植栽に適さない樹種

高 木	ユリノキ、プラタナス、カロリナポプラ、ヤナギ、シンジュ、エンジュ、
	モミジバフウ、ニセアカシアなど
中低木	ツバキ、サンゴジュ、キョウチクトウ、トウネズミモチ、サザンカ、アベリアなど
地被類	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16.6.2 法律第 78
	号)で指定されたものなど

#### 【参考】緑の環境をつくり育てる条例

○ 樹木緑化 (樹木による緑化)

### 20 m あたりの樹木本数

名称	高さ	本数	換算本数	
高木	3m以上	1本以上	高木1本=中木5本=低木25本	
中木	1 m以上3 m未満	2本以上	中木1本=低木5本	
低木	1 m未満	15 本以上		

○ 芝等緑化(芝、多年生草(タケ、ササ含む)による緑化) 必要な緑化面積の2割以内を上限として面積算入できる。

# 維持管理要領

## I 給水施設等保守点検業務共通仕様書

## 第1 目的

本業務は横浜市営住宅に設置された給水施設(専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道施設、直結増圧ポンプ及び中水道施設・太陽熱給湯設備)を本仕様書及び関係法令・規則・条例等に従い保守点検を行い、その結果を関係機関に報告すると共に給水装置を常に良好な状態に維持・管理し不慮の事故に備えることを目的とする。

## 第2 一般事項

- (1) 本仕様書は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)と 一体の仕様を構成するものとする。
- (2) 本業務は水道法など、関係法令を遵守すること。
- (3) 善良なる管理者の注意をもって、良好な環境を維持増進するよう努めること。
- (4) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者が作業を行うこと。
- (5) 専用水道施設については水道技術管理者を定め、管轄の福祉保健センターに届け出ること。
- (6) 当該施設の届出者等に変更が生じた場合は、届出書の作成及び福祉保健センター等への届出を行うこと。
- (7) 貯水槽設備に関わる担当者は水道法第21条による定期健康診断を6か月ごとに行うこと。
- (8) 点検等により発見した不具合はその状況及び原因を調査し、修繕等の対処をすること。修繕を要する場合は不具合か所の写真、見積書を作成し、修繕に着手すること。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を施し、事態拡大を防ぐものとし、対応後速やかに報告を受けること。

また、次のア及びイについては本業務の範囲内で実施するものとする。

- ア 制御盤等の表示ランプなど消耗部品の交換及び部品交換を要しない軽微な修理は不良発 見時に実施する。
- イ ポンプ室、受水槽置場等の専用の照明について、球切れの場合は発見時に管球取替を実施する。
- ウ 前項で掲げた以外で、老朽化や責によらない故障破損の修理、装置機器単位での交換は 別途実施する。
- (9) 発生した廃棄物は、適正に処分し、施設内に放置しないこと。また、機器類に腐食を発見 し次第、応急的な補修を施し、常に衛生的な環境を保持すること。

- (10) 断水が伴う修繕については、実施の最低7日前には、住宅の代表者(自治会長等)及び居住者に書面をもって十分な説明を行うこと。また、断水が伴う緊急の修繕の場合には、居住者への配慮を最優先し、適切な措置を講ずるものとする。
- (11) あらかじめ、各施設の担当者を決定し、原則、契約の期間同じ点検者が点検を行うこと。

#### 第3 専用水道施設・簡易専用水道施設・小規模受水槽水道施設

#### (1) 点検業務

## ア 巡回点検

- (ア) 専用水道施設については月1回行い、概ね30日周期とすること。
- (イ) 簡易専用水道施設及び小規模受水槽水道施設については3か月に1回以上(任意月) 行い、概ね90日周期とすること。
- (ウ) 点検は次表に定めるところにより適正に行い、必要に応じて保守その他の措置を講 ずるものとする。

(主なものを抜粋)

点検項目	点検及び保守内容		
受水槽及び高架水槽	マンホールの密閉状態及び施錠の良否 密閉または施錠不良の場合は、パッキンまたは錠を交換		
ボールタップ及び定水位弁	浸水及び変形、損傷等の劣化の有無、並びに作動の良否 浸水がある場合は、調整する		
水面制御及び警報装置	汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無 作動の良否		
塩素滅菌器	逆流止め玉弁及びサイホンブレーカーの作動の良否		
付属配管	防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の劣化の有無		
ポンプ	運転状態の良否。吐出圧力及び運転電流値の測定 グランドパッキンの磨耗状態の良否。(水漏れ量の確認、調整)		
制御盤	ポンプ、自動、手動、自動交互等の作動確認 電磁開閉器の接点劣化の有無及び表示ランプの点灯の良否		

- (エ) ポンプの積算電力計及び水道の使用量を計量すること。
- (オ)末端給水栓より採水し、濁度、色度、pH値、残留塩素、味、臭気の各々について 測定すること。
- (カ) 自動通報装置(転送装置)の作動確認を行うこと。

#### イ 給水装置メーカー点検

インバータ付自動給水装置については、年1回以上各給水装置メーカーの点検を受け、報告書を受領すること。

## (2) 貯水槽清掃等

- ア 受水槽、高架水槽の清掃は年1回以上(原則として5月~6月の間)実施すること。清 掃日については、事前に代表者(自治会長等)まで連絡し、住民広報用の案内文を実施 の最低7日前までに住棟に掲示、または各戸に配布し、住民への周知を図ること。
- イ 貯水槽清掃時に合わせて、受水槽室、ポンプ室等の施設廻りの清掃を行うこと。

#### (3) 水質検査

- ア 専用水道施設についての水質検査はつぎのとおりとする。
  - (ア) 日例検査(色、濁り、残留塩素)を行うこと。
  - (イ)毎月1回以上、水質検査(水道法施行規則第15条第1項第3号イの規定による検査)を行うこと。検査項目は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目とする(ただし、(ウ)の21項目の検査を実施した月は不要)。
  - (ウ)受水槽及び高架水槽の清掃後を含め、年3回(3か月毎)以上、21項目(受水型専用水道の全項目)の水質検査を行うこと。
  - (エ)(ウ)は3か月毎に1回以上とし、残りの1回を26項目の水質検査を行うこと。 (令和2年 4月1日施行の新水質基準による)
  - (オ)上記(イ)、(ウ)、(エ)の水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が検 香を行うこと。
  - (カ)検体数は、1施設あたり1検体とし、採水か所については指示を受けること。
  - (キ) 各所轄の福祉保健センターに毎月、水質検査の結果を報告すること。
- イ 簡易専用水道施設及び小規模受水槽水道施設についての水質検査はつぎのとおりとする。
  - (ア) 定期の水質検査(水道法施行規則第15条第1項第3号イの規定による検査)を年 1回以上(水槽清掃終了時)行うこと。検査項目は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目とする。
  - (イ)上記(ア)の水質検査は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が検査を行うこと。
  - (ウ) 検体数は、1施設あたり1検体とし、採水か所については指示を受けること。
- ウ 臨時の水質検査は、次のような場合に行うこと。
  - (ア)水源付近、給水区域及びその周辺などにおいて、消化器系伝染病が流行していると き。
  - (イ) 配水管の大規模な工事、その他により水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
  - (ウ) その他、必要と認めたとき。
- エ 水質基準は水道法施行規則第15条第1項の規定に基づくこと。

#### (4) 施設検査(法定検査)

- ア 簡易専用水道施設については「水道法第34条の2第2項」、小規模受水槽水道施設に ついては「横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の 確保に関する条例16条」に規定する検査を実施すること。
- イ 上記施設検査は簡易専用水道施設については厚生労働大臣の登録を受けた検査機関、小 規模受水槽施設については横浜市長指定の検査機関が検査を行い、これに立ち会うこと。
- ウ 上記施設検査において、適合施設として認定された場合には、給水管理適合施設表示制度協定機関より認定プレート及び表示期限シールを受領し、当該施設に設置すること。

エ 専用水道施設については監督官庁より立入検査を行う旨の連絡があった場合にこれに立 会い、協力すること。

## 第4 直結増圧ポンプ

#### (1) 定期点検

- ア 年1回以上、各給水装置メーカーの定期点検を実施し、報告書を受領すること。点検に際して、断水や水圧低下が伴う恐れがある場合は、事前に代表者(自治会長等)及び各 入居者に周知すること。
- イ 点検は、メーカーが独自に定める「メンテナンス仕様書」に基づき、増圧ポンプ及び逆 流防止装置他、各部品の点検、調整及び清掃を行うこと。
- ウ 自動通報装置(転送装置)の作動確認を行うこと。

## 第5 中水道施設及び太陽熱給湯設備

#### (1) 適用範囲

本章は川井本町住宅についてのみ適用する。

#### (2) 施設概要説明

- ア 当該システムは、環境共生システムの一環として、川井本町住宅に設けられている。
- イ 中水道施設については、雨水貯留槽内に雨水をため、その雨水をポンプにて圧送し、各 戸のトイレの洗浄水に利用している。なお、雨水の貯留が少ない場合には、上水が雨水 貯留ピット内に足されるようになっている。
- ウ 太陽熱給湯設備については、屋上に設置の集熱パネルにて太陽熱を蓄え、その太陽熱に よって水を温め、各戸(高齢者向け住戸のみ)の給湯に利用している。

## (2) 点検業務

#### ア 巡回点検

- (ア) 3か月に1回以上(任意月)行い、概ね90日周期とすること。
- (イ) 点検は、次表に定めるところにより適正に行い、必要に応じて保守その他の措置を 講ずるものとする。

### 中水道施設

点検項目	点検及び保守内容	
雨水貯留ピット, 沈砂槽 スクリーン	マンホール及び点検口の状態の良否 沈砂槽の汚れ具合の良否。スクリーンの清掃	
ボールタップ及び定水位弁	浸水及び変形、損傷等の劣化の有無、並びに作動の良否 浸水がある場合は、調整する	
水面制御及び警報装置	汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無 作動の良否	
塩素滅菌器	逆流止め玉弁及びサイホンブレーカーの作動の良否 薬剤残量の確認及び補充	
付属配管	防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の劣化の有無	
ポンプ	運転状態の良否。吐出圧力及び運転電流値の測定	

	グランドパッキンの磨耗状態の良否(水漏れ量の確認、調整)		
排水ポンプ	ポンプの作動確認		
制御盤	ポンプ、自動、手動、自動交互等の作動確認 電磁開閉器の接点劣化の有無及び表示ランプの点灯の良否		

#### 太陽熱給湯設備

点検項目	点検及び保守内容			
屋上集熱器	パネル面の汚れ、損傷の有無。周辺配管の漏れ、損傷の有無			

- (ウ) 雑用水集中検針盤(2か所)で、全戸の使用量を検針すること。(中水道)
- (エ) ポンプの積算電力計、雨水貯留槽補給水の使用量を計量すること。(中水道)
- (オ)検体採取用水栓 (7階)より採水し、濁度、色度、pH値、残留塩素、味、臭気の 各々について測定すること。(中水道)
- (カ) 自動通報装置(転送装置)の作動確認を行うこと。(中水道) イ ポンプメーカー 点検中水道施設のポンプについては、年1回以上ポンプメーカーの点検を受け、報告 書を受領すること。また、滅菌装置についても、年1回以上メーカーの点検を受け、報告書を受領すること。

#### (3) 雨水貯留槽等清掃

#### ア 雨水貯留槽清掃

- (ア) 雨水貯留槽及び沈砂槽の清掃は、年1回以上とし、清掃日については、事前に代表者(自治会長等)まで連絡し、チラシなどを実施7日前までに住棟に掲示、または各戸に配布し、住民への周知を図ること。
- (イ)清掃にあたっては、事前に雨水流入管及び雨水貯留槽補給水を停止するなどの水量 調整をし、沈砂槽の水抜きは水中ポンプを持ち込んで作業すること。
- (ウ) 雨水貯留槽へは、分割式のスクリーンを取り外して沈砂槽の仕切壁を越えて入り、 清掃は、雨水貯留槽及び沈砂槽内の側面、床面、槽内機器(ポンプ、配管、電極)を 高圧洗浄機により洗浄すること。
- (エ) 槽内より排出される砂泥は産業廃棄物として処分すること。
- (オ)清掃時、酸欠防止等の安全管理を十分に行うこと。イ 集熱パネル清掃屋上集熱パネルの清掃を年1回以上行うこと。清掃方法は、貯水槽清掃に準じて、高圧洗浄とする。ただし、パネル表面を傷つけない程度の圧力とする。

#### (4) 水質検査

- ア 中水道施設については水質検査を年1回以上(雨水貯留槽清掃終了時)行うこと。検査項目は、簡易専用水道における定期の水質検査の項目に準じ、9項目とする。検体数は 1検体とする。
- イ 上記水質検査は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が検査を行うこと。
- ウ 必要と認めたときは、臨時の水質検査を行うこと。
- エ 水質基準は次表の規定に基づくこと。

#### 水質基準

項目	厚生省(環計第46号昭和56年4月3日)
BOD	なし
COD	なし
大腸菌群	10 個/ml 以下
рН	5.8~8.6
臭気	不快でないこと
外観	不快でないこと
残留塩素	保持すること

## 第6 緊急対応

- (1) 緊急事態の発生に備え、24時間対応できる体制をとること。
- (2) 緊急異常事態発生の場合は、直ちに現場へ出動し、異常の原因を確認するとともに、応急処置を行い、事態の拡大防止に努めること。また、対応後速やかに報告を受けること。
- (3) 緊急事態の発生の情報をいち早く感知するため、「第8 その他 ア 事前準備」に定める事項を、管理開始前に行うこと。

## 第7 報告書及びその他作成書類

(1) 次表の報告書及びその他の書類を作成すること。

## 作成書類(作成時期は参考)

11 /A E /A (11 /A-1/MICO - 1)					
種別	作成書類	部数	作成時期	備考	
共通	保守管理業務実施要領書	2	契約締結後7日以内	参考様式	
共通	緊急連絡受付表	1	随時	参考様式	
共通	管理業務報告書	1	当月分を次月 10 日まで	A4 ファイル	
共通	貯水槽清掃報告書	1	全施設完了後	A4 ファイル※2	
共通	給水装置メーカー点検報告書	1	対象施設完了後※1	A4 ファイル	
共通	修繕履歴一覧	1	業務完了時	施設毎	
専用	水質検査成績書	2	毎月	福祉保健センター指定管理者	
専用	専用水道水質検査計画書	2	依頼後速やかに	福祉保健センター指 定管理者	
専用	専用水道立入検査表(受水型)	1	随時		
簡易·小規模	水質検査成績書	1	年1回以上 全施設完了後	A4 ファイル	
簡易·小規模	簡易専用水道(小規模受水槽水 道)検査済証及び検査表	1	全施設完了後	A4ファイル	
中水道	水質検査成績書	1	年1回以上	A4 ファイル	
中水道	雨水貯留槽等清掃報告書	1	完了後	A4 ファイル※2	

※1 インバータ制御のみ ※2 作業者の健康診断書を添付

- (2) 管理業務報告書の提出時期は当月分を次月の10日までとする。また、10日が土・日、 祝日となる場合には10日以前までとする。
- (3)報告書の写真について

作成する報告書の写真にはタイトルを付け、見やすいように整理する。

- ア 巡回点検時:点検項目に従い、機器別に各部(ポンプ、受水槽、制御盤)を撮影する。 また、不良か所がある場合は、別途撮影し、報告書の一部として作成する。
- イ 水槽清掃時:水槽類及び施設の清掃前、清掃中、清掃後を撮影する。
- (4) 提出書類について、提出方法がファイルとなっているものは一覧表、インデックスを付けるなど見やすいように整理する。
- (5) その他、指示により必要書類を提出すること。

### 第8 その他

(1) 事前準備

緊急事態の発生の情報をいち早く感知するため、管理開始前に以下の準備を行うこと。

ア 緊急連絡先表示プレートへの表示

各住宅の棟ごと及び1階エレベータホールに設置の「緊急連絡先表示プレート」に緊急 連絡先を表示すること。表示方法は、所定のプレートに緊急連絡先を印字したシールを管 理開始日直前に貼り付けるものとする(連絡先等が変更になった場合も同様とする)。

#### イ 転送装置の設定

給水装置の異常警報(受水槽満減水、ポンプ故障等)を電話回線で転送する装置(転送 装置)が各施設のポンプ室内に設置してあるので(複数の施設を兼用している住宅も有 り)、転送先として緊急連絡先の電話番号を設定すること。本転送システムは異常警報の 内容によらず一括して警報信号を転送するもので、受信は電話機にて行う(専用受信機は 不要)。電話機から流れる異常発生のメッセージは4桁のコード番号にて案内される。そ の他取扱方法、設定方法、コード番号等の詳細は、指示を受けること。また、転送システムに要する電話回線の使用料及び通話料は、受託者が支払うこと。

- (2) 水道本管等の工事のため、受水槽に赤水などが混入する恐れがある場合は、受水槽のバルブ操作を行うこと。
- (3) 電力計の交換工事、電気工作物の点検等のため、停電する場合は、これに立会い、復電後の給水装置の作動を確認すること。
- (4) 水質、水圧等の異常について、入居者から連絡があった場合は調査を行い対応すること。
- (5) 本仕様書より読み取れない事項については協議のうえ、決定するものとする。

## Ⅱ 緊急通報設備保守点検業務共通仕様書

## 第1目的

本業務は横浜市営住宅に設置された緊急通報設備を本仕様書および関係法令・規則・条例等に従い保守点検を行い、その結果を関係機関に報告すると共に緊急通報設備を常に良好な状態に維持し不慮の事故に備えることを目的とする。

## 第2 一般事項

- (1) 本仕様書は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)と 一体の仕様を構成するものとする。
- (2) 本業務は関係法令を遵守すること。
- (3) 善良なる管理者の注意をもって、良好な環境を維持増進するよう努めること。
- (4) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力および必要な技能を有する 者が作業を行うこと。
- (5) 点検等により発見した不具合はその状況および原因を調査し、修繕等の対処をすること。 修繕を要する場合は、見積書を作成し、修繕に着手すること。ただし、緊急を要する場合は、 応急処置を施し、事態拡大を防ぐものとし、対応後速やかに報告を受けること。
- (6) 発生した廃棄物は、適正に処分し、施設内に放置しないこと。

## 第3 点検業務

- (1) 定期点検(年1回)
  - ①住戸内各機器、生活情報監視装置(集中方式)の外観、ボタン操作、表示、その他の機能 点検。
  - ②各住戸から各警報発報確認、生活情報監視盤での警報確認 (集中方式)、警備会社での警報確認 (直接戸別方式)。
  - ③電池交換時期を迎えた各機器の電池交換を全数実施する。
  - ④発光ダイオード、表示ランプ、ヒューズ等の消耗品の交換および部品交換を要しない軽微な修理は、不良発見時に実施する。
  - ⑤老朽化や作業者の責によらない故障破損の修理、装置機器単位での交換は別途費用にて実施する。
  - ⑥点検日は、予め入居者に通知すること、また予備日を設置し、再度通知すること。点検完 了後、点検達成率を報告すること。
  - ⑦ガス漏れ検知器が設置されている住宅で、ガス漏れ検知器が交換時期を迎える年度においては、定期点検と同時に交換が可能な場合はガス漏れ検知器を交換する(材料費は別途)。 直接建設型市営住宅においては指定管理者、借上型市営住宅においてはオーナーが材料費 を負担する。借上型市営住宅においては定期点検と同時に交換を実施するか事前にオーナーと協議すること。

#### (2) 臨時点検

入居者からの誤報等のクレームがあった場合には、入居者と日程調整を行い、調査および修繕を行うこと。なお、一次対応は原則、本業務に含むものとする。

在室確認錠の点検は、メーカー側と鍵側の分岐箇所において接点を調査し、原因究明に努めること。

### 第4 緊急対応

- (1) 緊急事態の発生に備え、24時間対応できる体制をとること。
- (2) 緊急時の連絡方法を明確にすること(事前に2か所以上の緊急連絡先を確保)。誤報を含む故障や事故に対し、速やかに当該住宅に急行し、応急処置と原因調査及び必要な対策を実施すること。また、異常の原因および対策結果を緊急連絡受付表にて記録すること。

## 第5 報告書およびその他作成書類

(1) 次表の報告書及びその他の書類を作成すること。

#### 作成書類(作成時期は参考)

種別	提出書類	部数	提出時期	備考
共通	保守管理業務実施要領書	2	契約締結後7日以内	
共通	緊急連絡受付表	1	随時	
共通	定期点検報告書	1	点検実施後1ヶ月以内	
共通	定期点検作業写真	1	点検実施後1ヶ月以内	

(2) 定期点検報告書には点検結果について、不具合内容を具体的に記載し、どのように改善すべきなのかを具体的に提案すること。

#### (3) 作業写真

定期点検作業風景を工程毎に撮影し、報告書と共に提出する。撮影方法は黒板に住宅名、 作業内容、点検日を記入し、撮影する。

#### 第6 その他

- (1) 点検日程は、現地相談員の承諾を得た上、入居者に対する事前通知を文書により実施すること。
- (2)必ず、相談員の勤務時間内(平日の2日間の午前か午後のどちらか半日、相談室内に勤務)に実施することとし、それによれない場合は、警備会社に立会を要請すること。
- (3) 点検は、実際にシステムを利用する者が入居者であることを考慮に入れ、機器の取扱説明を兼ねた形で行うこと(実際に入居者にボタンを押してもらう等)。
- (4) 本業務の履行にあたり、安全管理に充分注意すると共に入居者の日常生活に支障をきたさぬよう配慮すること。
- (5) その他本仕様書から読み取れない事項については協議の上、決定するものとする。

## Ⅲ 建築基準法第12条点検業務仕様書

## 第1 業務の目的と内容

本業務は、建築物を適正に維持保全するため、建築基準法第12条第2項、第4項及び建築 基準法施行規則第5条の2に基づき、建築物の敷地及び構造等について、損傷、腐食その他の 劣化の状況を点検実施するものです。

#### 第2 業務担当者

本業務において、点検及び点検票の記入は、建築基準法第12条第2項及び第4項に規定する定期点検有資格者又は、平成28年国土交通省告示第483号の第2および第4に定める要件により資格者証を有しているものとする。

## 第3 業務の実施

(1) 点検項目、方法及び判定基準

建築基準法第12条第2項の点検は国土交通省告示第282号、第4項は同告示第285号によるものとし、市営住宅用に作成した点検表に記載・作成する。なお、現場等の状況で、点検が困難な部分がある場合は事前に担当者と協議し決定する。

(2) 点検実施時期

各施設を点検する時期は、9月30日までとする。

### 第4 報告書作成

点検の結果をまとめた点検結果報告書を作成する。報告書は点検対象住宅全体の点検結果が 分かるように作成する。また、点検表は電子データにして提出とする。ただし、点検表の一部 はそのまま報告書に掲載する。なお、提出物は次のとおりとする。

- (1) 点検結果報告書 2部
- (2) 点検表を電子データとしたもの (CD-ROM)

### <u>第5 その他</u>

- (1) 受託者は、作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に担当者の承認を受ける。
- (2)業務実施に当たり疑義が生じた場合は別途協議する。

## Ⅳ 昇降機施設保守点検業務共通仕様書

## 第1 目的

本業務は、横浜市営住宅に設置された昇降機施設を本仕様書および関係法令・規則・条例等に従い保守点検を行い、その結果を関係機関に報告すると共に昇降機施設を常に良好な状態に維持し不慮の事故に備えることを目的とする。

## 第2 一般事項

- (1) 本仕様書は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)と 一体の仕様を構成するものとする。
- (2) 本業務は関係法令を遵守すること。
- (3) 善良なる管理者の注意をもって、良好な環境を維持増進するよう努めること。
- (4) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力および必要な技能を有する 者が作業を行うこと。
- (5) 安全管理

委託業務実施にあたっては労働安全衛生法等関係法規および作業安全計画書に基づき実施すること。

### 第3 点検業務

#### 1. 巡回点検業務

(1) 定期点検

定期的(通常仕様の点検回数は月1回以上、遠隔点検仕様及び階段室型の点検回数は3ヶ月1回以上)にエレベーター各部の点検、給油、調整および清掃を行い次にあげる機器、付属部品に対しては摩耗、劣化が予想される場合に修理または交換を実施する。また、扉、扉スイッチ、敷居については、定期点検時に必ず調整・清掃を確認し報告書に結果を記載すること。

巻上げ機、電動機、調整機、制御機、各種ワイヤーロープ、移動ケーブル、その他付属装置。

- (2) 前項の修理および取り替え工事の範囲は次のとおりとする。
  - ①エレベーターの通常使用時に生じる摩耗、損傷。
  - ②エレベーター製造業者が定める「フルメンテナンス仕様書・長期保全計画書」にあげる工 事範囲。
  - ③乗りかご、かご床タイル、ドア、3方枠、敷居、意匠部品等の塗装、メッキ直し、修理、 取替、および清掃は含まない。ただし、押しボタン頭部の破損は本業務の範囲内で取替を 行うものとする。
  - ④交換部品に付いては、メーカー純正部品とする。
- (3) エレベーターの安全装置等の付加装置については、全般にわたって定期的に調整を行い、必要に応じて機能試験を行うこと。

## 2. 定期検査

建築基準法第 12 条第 3 項の規定による定期検査について、市営住宅においては公共施設のため検査結果の報告義務はない。

ただし、同法第 12 条 4 項により定期検査と同等の検査(損傷、腐食その他の劣化状況の点検)については行うこと。

#### 第4 緊急対応

- (1) 緊急事態の発生に備え、24時間対応できる体制をとること。
- (2) 緊急時の連絡方法を明確にすること(事前に2か所以上の緊急連絡先を確保)。誤報を含む故障や事故に対し、速やかに当該住宅に急行し、応急処置と原因調査及び必要な対策を実施すること。また、異常の原因および対策結果を緊急連絡受付表にて記録すること。
- (3) 緊急事態の発生の情報をいち早く感知するため、「第6 その他 (1) 事前準備」に定める事項を管理開始前に行うこと。

#### 第5 報告書およびその他作成書類

(1) 次表の報告書及びその他の書類を作成すること。

#### 作成書類(作成時期は参考)

種別	提出書類	部数	提出時期	備考
共通	保守管理業務実施要領書	2	契約締結後7日以内	
共通	緊急連絡受付表	1	随時	
共通	フルメンテナンス仕様書	1	契約締結後7日以内	
一般乗用	点検報告書 (月次)	1	該当月分を毎月 10 日まで	
一般乗用	遠隔点検報告書(月次)	1	該当月分を毎月 10 日まで	
階段室型	点検報告書	1	該当月分を毎月 10 日まで	
階段室型	遠隔点検報告書	1	該当月分を毎月 10 日まで	
共通	定期検査報告書	2	施設検査後1ヶ月以内	
共通	定期点検報告済証(写)	1	取得後速やかに	
共通	長期保全計画工事報告書	1	工事完了後速やかに	

- (2) 点検報告書および遠隔点検報告書の作成時期は当月分を次月の10日までとする。また、 10日が土・日、祝日となる場合には10日以前までとする。
- (3) 長期保全計画書による工事の報告書には作業内容が判るよう作業写真を添付する。

## 第6 その他

(1) 事前準備

緊急事態の発生の情報をいち早く感知するため、管理開始前に以下の準備を行うこと。

①緊急連絡先表示プレートへの表示

各住宅の棟ごとおよび1階エレベーターホールに設置の「緊急連絡先表示プレート」に緊急連絡先を表示すること。緊急連絡先のシールは管理開始日直前に貼り付けること。

なお、表示方法としては、現地に既に用意されている所定のプレートに緊急連絡先を印字 したシールを貼り付けるものとする(連絡先が変更になった場合も同様とする)。

## V 消防施設保守点検業務共通仕様書

## 第1目的

本業務は横浜市営住宅に設置された消防施設を本仕様書及び関係法令・規則・条例等に従い保守点検を行い、その結果を関係機関に報告すると共に消防施設を常に良好な状態に維持し不 慮の事故に備えることを目的とする。

#### 第2 一般事項

- (1) 本仕様書は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)と 一体の仕様を構成するものとする。
- (2) 本業務は消防法など、関係法令を遵守すること。
- (3) 善良なる管理者の注意をもって、良好な環境を維持増進するよう努めること。
- (4) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者が作業を行うこと。
- (5) 点検等により発見した不具合はその状況及び原因を調査し、修繕等の対処をすること。修繕を要する場合は見積書を作成し、修繕に着手すること。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を施し、事態拡大を防ぐものとし、対応後速やかに報告を受けること。

また、次のアからウについては本業務の範囲内で実施すること。

- ア ランプ、ヒューズ、発信機プロテクタなど消耗部品の交換及び部品交換を要しない軽微 な修理は不良発見時に実施する。
- イ 誘導灯蛍光管、グローランプ、表示ランプについては総合点検実施時に全数交換を実施 する。
- ウ 消防用補給水槽については総合点検実施時に水の入替えを実施する。
- エ 前項で掲げた以外で、老朽化や責によらない故障破損の修理、装置機器単位での交換は 別途実施する。
- (6) 法定点検実施に際しては、当該住宅の自治会長、生活相談員、代表者等と事前に連絡を取り、実施日、実施内容について十分な説明を行うこと。
- (7) 発生した廃棄物は、適正に処分し、施設内に放置しないこと。
- (8) あらかじめ、各施設の担当者を決定し、原則、契約の期間同じ点検者が点検を行うこと。

### 第3 点検業務

(1)機器点検及び総合点検

#### ア 機器点検

機器の適正な配置、損傷の有無等外観からの確認・簡易な操作により機器の機能について確認すること。

実施については、消防法その他関係法令に基づき、原則として年1回、1月に実施すること。点検日・予備日は、予め入居者に通知をすること。点検完了後、点検達成率を作成すること。

## イ 総合点検

消防用設備の全体を作動させ総合的な機能を確認する。実施については、原則として年 1回、7月に実施すること。

点検日・予備日は、予め入居者に通知をすること。点検完了後、点検達成率を作成すること。設置後10年を超える連結送水管設備については消防法に基づき耐圧試験を行うこと。また、製造から10年を超える消火栓設備の耐圧ホースについても法に基づき耐圧試験を行うこと。

## ウ 防火対象物点検

16項(イ)の防火対象物については消防法第8条の2の2第1項の規定により点検及び所轄消防への報告を行うこと。

## (2)巡回点検業務

対象住宅のうち高層住宅(7階以上の棟)については、上記の点検実施月の中間月(4月、 10月の年2回)に消防用設備等の外観巡回を行い、異常の早期発見に努めること。また、 概ね180日周期で行うこと。

## 第4 緊急対応

- (1) 緊急事態の発生に備え、24時間対応できる体制をとること。
- (2) 緊急時の連絡方法を明確にすること(事前に2か所以上の緊急連絡先を確保)。誤報を含む故障や事故に対し、速やかに当該住宅に急行し、応急処置と原因調査及び必要な対策を実施すること。
- (3) 緊急事態の発生の情報をいち早く感知するため、「6 その他(1) 事前準備」に定める事項を、管理業務開始前に行うこと。

## 第5 報告書及びその他作成書類

(1) 次表の報告書及びその他の書類を作成すること。

#### 作成書類(作成時期は参考)

種	種別 作成書類		部数	作成時期	備考
共	通	保守管理業務実施要領書		契約締結後7日以内	参考様式
共	通	緊急連絡受付表		随時	参考様式
高層住宅 消防設備巡回点検報告書		1	当月分を次月 10 日まで	指定様式	
共	通	消防用設備等点検結果報告書(総合点検)	(2)	全施設完了後	A4 ファイル
共	通	消防用設備等点検結果報告書(機器点検)	1	全施設完了後	A4 ファイル

- (2) 消防設備巡回点検報告書の作成時期は該当月分を次月の10日までとする。また、10日 が土・日、祝日となる場合には10日以前までとする。
- (3)機器点検及び総合点検は、法令等で定められた点検結果報告書を住宅毎にインデックスを付け作成すること(年2回)。

また、7月実施の機器点検及び総合点検の報告書を、防火対象物16項(イ)にあたる住宅は毎年、その他の住宅(5項(ロ))は3年毎に所轄消防署へ提出すること。

(4) 法定点検時の作業風景及び「2 一般事項(5) ア、イ、ウ」は写真を用いて作成すること。

#### 第6 その他

(1) 事前準備

緊急事態の発生の情報をいち早く感知するため、管理開始前に以下の準備を行うこと。

ア 緊急連絡先表示プレートへの表示

各住宅の棟ごと及び1階エレベーターホールに設置の「緊急連絡先表示プレート」に緊急連絡先を表示すること。緊急連絡先のシールは管理開始日直前に貼り付けること。

なお、表示方法としては、現地に既に用意されている所定のプレートに緊急連絡先を印 字したシールを貼り付けるものとする(連絡先が変更になった場合も同様とする)。

- (2) 点検の実施については作業予定表を作成し、当該住宅の代表者(自治会長等)に提出し、 入居者に対する事前通知を文書により実施すること。
- (3) SHP(シルバーハウジングプラン)住戸の点検については、SHP住戸内の火災感知器と現地相談室内の警報表示盤(緊急通報システム)が連動しているため、点検日程を事前に相談員に連絡し、必ず、相談員の勤務時間内(平日の 2 日間の午前か午後のどちらか半日、もしくは1日相談室内に勤務)に実施すること。点検の際にはトラブルが生じないよう注意すること。

対象となる住宅及びSHPの戸数は一覧表(別紙)を参照すること。

なお、住戸インターホン親機から相談室内の生活情報盤への火災信号の移報は「緊急通報 システム保守点検業務」で実施する。

- (4) 本委託業務の履行にあたり、安全管理に充分注意し住宅入居者の日常生活に支障をきたさぬよう配慮すること。万一、事故または入居者とのトラブルが生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 防火管理者の業務(消防計画の作成、消防訓練の実施、査察への立会い等)を行うこと。
- (6) 警報設備の自治会への取扱説明

自動火災報知設備、非常警報設備及び防排煙制御設備等、警報関係の設備が設置されている住宅については、誤報時の対処方法等について、設備の取扱説明を年1回、自治会に対して行うこと。

(7) 本仕様書より読み取れない事項については協議のうえ、決定するものとする。

## VI 遊具施設点検業務仕様書

## 第 1 目的

本業務は横浜市営住宅に設置された遊具施設を本仕様書及び関係法令・規則・条例等に従い 点検を行い、その結果を関係期間に報告するとともに遊具施設を常に良好な状態に維持し不慮 の事故に備えることを目的とする

## 第2 一般事項

- (1) 本仕様書は横浜市環境創造局「横浜市公園施設点検マニュアル」(最新版)と一体の仕様を構成するものとする。
- (2) 本業務は関係法令を遵守すること。
- (3) 善良なる管理者の注意をもって、良好な環境を維持増進するよう努めること。
- (4) 遊具等の点検業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者が作業を行うこと。
- (5) 点検等により発見した不具合はその状況及び原因を調査し、修繕等の対処をすること。その場で修理が可能であれば修理し、不可能であれば仮復旧できるか検討する。仮復旧できる場合は仮復旧後一旦開放し、後で修繕を実施する。仮復旧も不可能な場合は使用禁止措置を取り、対応について市営住宅課と協議する。この時、精度の高い診断が必要な場合は専門業者に別途委託して実施する。修繕または撤去を要する場合は見積書を作成し、修繕または撤去に着手すること。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- (6) 一年を通じて同じ点検者が点検を行うこと。

### 第3 点検業務

(1) 点検業務

点検は、遊具施設の安全や機能に支障となる箇所の早期発見及び初期対応を図るために年 4回(通常点検4回(遊具以外の施設については2回)、うち同時に詳細点検年1回)行う。 点検内容は次表の内容を行い、簡易な清掃も行うこと。

点検の種類		目的と内容		
	通常点検 【年4回】	遊具施設の可動部、チェーン、ロープ、ネット等主に消耗しやすい部 材の点検及び締付・交換等を行うことを目的として実施する。		
定期点検	通常点検(遊具以外) 【年2回】	遊具以外の施設(ベンチ、パーゴラ、水飲み場及び散水栓)について 年2回の点検を実施する。		
	詳細点検 【年1回】	遊具施設の基礎部や柱・梁等の主要構造部材及び接合部等、施設の構造上重要な部分の劣化状況について、確認することを目的として実施する点検で通常点検と同時に実施する。		
精密点検【別途】		定期点検により異常が発見され、更に精度の高い診断が必要な場合 に、専門業者に委託して実施する。必要に応じて、分解作業や測定 機器による検査等も併せて行う。		

#### (2) 点検周期

通常点検は6月を第1回目とし、9月、12月、3月で行うこと。詳細点検は12月に行うこと。

#### (3) 簡易清掃

枯葉、ゴミ等遊具施設の機能障害となるものは速やかに除去し、良好な状態を保持すること。なお、取り除いたゴミ等は適正に処理すること。

#### 第4 緊急対応

- (1) 緊急事態の発生に備え、24 時間対応できる体制をとること。
- (2) 緊急時の連絡方法を明確にすること(事前に2カ所以上の緊急連絡先を確保)。
- (3) 災害や事故に対し、速やかに当該住宅に急行し、応急処置と原因調査を実施すること。

## 第5 報告書及びその他作成書類

(1) 次表の報告書及びその他の書類を作成すること。

種別	作成書類	部数	作成時期	備考
共通	点検業務実施要領書	2	契約締結後7日以内	
共通	緊急連絡受付表	1	随時	
共通	点検結果報告書(チェックシート添付)	2	該当月の次月 10 日まで	

- (2) 点検結果報告書の作成時期は該当月分を次月の10日までとする。また、10日が土・日・祝日となる場合には10日以前とする。
- (3) 点検結果報告書は、団地毎の点検結果報告書、遊具施設のチェックシート及び点検写真を作成し、総括表を添付する。

## 第6 その他

- (1) 点検方法及び安全対策 2名以上で業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書で読み取れない事項については、協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 遊具施設以外の公園施設については「横浜市公園施設点検マニュアル」(最新版)により同等の管理を行うものとする。

## Ⅲ 遊水池施設保守点検業務仕様書

### 第1目的

本業務は横浜市営住宅に設置された遊水池施設を本仕様書及び関係法令・規則・条例等に従い保守点検を行い、その結果を関係期間に報告するとともに遊水池施設を常に良好な状態に維持し不慮の事故に備えることを目的とする

#### 第2 一般事項

- (1) 本仕様書は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)と 一体の仕様を構成するものとする。
- (2) 本業務は関係法令を遵守すること。
- (3) 善良なる管理者の注意をもって、良好な環境を維持増進するよう努めること。
- (4) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者 が作業を行うこと。
- (5) 点検等により発見した不具合はその状況及び原因を調査し、修繕等の対処をすること。修繕を要する場合は見積書を作成し、修繕に着手すること。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を施し、事態拡大を防ぐものとし、対応後速やかに報告を受けること。
- (6) 一年を通じて同じ点検者が点検を行うこと。

## 第3 点検業務

(1)巡回点検業務

巡回点検は、遊水池の機能に支障となる不備の早期発見及び初期対応を図るために3カ月に1回、次表の内容の保守点検及び機能の障害とならないよう簡易清掃を行う。

点検項目	点検及び保守内容
安全施設 (フェンス、 出入口の鍵等)	遊水池内・外の危険防止措置について破損等はないか。
泥だめ・U字溝・流入 管・流出管	ゴミ、枯葉、土砂等が詰まっていないか。
スクリーン	ゴミ、枯葉等が詰まってないか、状況はどうか。
オリフィス	スクリーンを開いてオリフィスにゴミ、枯葉、土砂等が詰まっていない か。
看板	汚れや錆等で看板の表示等に支障はないか。支障がある場合には是正する。なお、清掃及びタッチアップ程度は本業務の範囲内で行う。
照明	照明器具に支障はないか。玉切れの場合は発見時速やかに取替を行う。
管理用通路等	除草の必要があるか。

#### (2) 点検周期

巡回点検は4月を第1回目とし、概ね90日周期で行うこと。

#### (3) 簡易清掃

枯葉、ゴミ等遊水池の機能障害となるものは速やかに除去し、良好な状態を保持すること。

なお、取り除いたゴミ等は適正に処理すること。

### 第4 緊急対応

- (1) 緊急事態の発生に備え、24 時間対応できる体制をとること。
- (2) 緊急時の連絡方法を明確にすること(事前に2カ所以上の緊急連絡先を確保)。
- (3) 災害や事故に対し、速やかに当該住宅に急行し、応急処置と原因調査を実施すること。

## 第5 報告書及びその他作成書類

(1) 次表の報告書及びその他の書類を作成すること。

種別	作成書類	部数	作成時期	備考
共通	保守管理業務実施要領書	2	契約締結後7日以内	
共通	緊急連絡受付表	1	随時	
共通	管理業務報告書	1	該当月分を次月 10 日まで	
共通	遊水池維持管理報告書	2	8月頃	

- (2) 管理業務報告書の作成時期は該当月分を次月の10日までとする。また、10日が土・日・祝日となる場合には10日以前とする。
- (3) 管理業務報告書は施設毎の点検表、点検写真(看板、スクリーン、オリフィス、堆砂状況等)を作成し、総括表を添付する。
- (4) 定期報告

「遊水池維持管理報告書」を作成し、年1回8月頃、横浜市道路局河川部河川管理課へ提出すること。また、写しを市営住宅課に提出すること。

連絡先窓口 横浜市道路局河川部河川管理課 671-2898

## 第6 その他

(1) 安全対策

地下式の場合には2名以上で業務を遂行すること。

(2) 本仕様書で読み取れない事項については、協議のうえ、決定するものとする。